

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成22年6月10日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長

経済建設部次長 加藤 慎 君  
兼環境課長

総務防災課長 神谷 元弘 君

兼都市計画課長

会計管理者 塚本 邦広 君  
兼出納室長

監査委員事務局長 福井 康夫 君

## 5. 議事日程

### (1) 一般質問

一色美智子 議員

三浦 桂司 議員

前山美恵子 議員

近藤 郁子 議員

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に4番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

### No.3 ○4番(一色美智子議員)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

その前に、一言お礼を申し上げさせていただきます。

先日の5日、6日の古戦場まつりの折には、市内外より多数の皆様にご来場いただきましてありがとうございます。

本年、桶狭間の合戦から 450 年を迎えた記念のおまつり、地元の皆様はもちろんのこと、市長を始め行政の皆様の大膽な力添えをいただき、大晴天の中、盛大に大成功でおまつりができましたことを心より御礼申し上げます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1項目、子育て支援の充実について。

1番、子どもたちに読書の楽しさを、読書環境のさらなる充実を。

読書は言葉を学び、表現力を高め、人の痛みを想像し、思いやる力といった豊かな人間性を養う源泉です。

私たち公明党は、子どもの幸福を最優先する教育の党として、子どもの読書活動を守り、育てていくため、全力で取り組んでまいりました。

去る4月23日は「子ども読書の日」、良書に親しみ、読書のすばらしさを子どもに伝えるために、図書館を始めさまざまな場で、読み聞かせ運動などが草の根的に行われていることは喜ばしい限りです。

また今年も、赤ちゃんと親に絵本を贈って読み聞かせを指導し、コミュニケーションのきっかけにしてもらうブックスタートが日本で始めて10年を迎えました。

1992年に英国でスタートした同事業は、日本では2000年の子ども読書年に気運が高まり、翌年4月に静岡県細江町、現在の浜松市、愛知県幡豆町、長野県阿智村など、12市町村で本格実施され、いまや実施自治体は700を超えて、読書推進への期待も高まっています。

形態はさまざまですが、共通するのはボランティアの皆さんの熱心な協力です。ボランティアの支えが絵本を通じての子育てに魅力を感じ、親子のきずなを深める絶好の機会になっております。

2001年には子ども読書活動推進法が、2005年には文字・活字文化振興法が制定され、学校図書館などの整備充実が進んできました。

その結果、1人当たりの小学生の本の貸し出し数が増加し、文部科学省の調査によれば、1974年の16.5冊から2007年には35.9冊と、飛躍的な伸びを示しています。

また、朝の10分間読書運動の定着、充実も見逃せません。朝の読書推進協議会によれば、小中高校全体の70%に相当する2万6,000校で実施され、不登校や保健室登校が減った、いじめがなくなったなどの効果も報告をされております。

一方、鳩山政権が昨年実施した事業仕分けでは、子ども読書応援プロジェクトが廃止と判定され、予算は大幅に削減されるなど、厳しい環境にあります。今年も国民読書年でもあります。

日本の未来を担う子どもたちの豊かな心をはぐくみ、視野を広げる子ども読書環境のさらなる充実を期待し、お聞きいたします。

- 1、学校や地域、家庭での読み聞かせ運動。
- 2、学校の始業前に10分間、自分の好きな本を読む朝の10分間読書運動。
- 3、赤ちゃんと保護者に絵本を贈り、絵本を開く楽しさを体験してもらうブックスタート運動。

この3つの運動の現状と効果、今後についてお聞かせください。

4、本市の子どもたちの読書活動の実態、それを支えるボランティアの熱意などをどのようにとらえておられるのか、お聞きいたします。

2番、児童虐待から子どもを守る。

児童虐待が後を絶たない、小さな命がまた奪われました。3月3日、奈良県桜井市で5歳の智樹ちゃんが親から十分に食事を与えられずに亡くなり、両親が逮捕されました。智樹ちゃんの体重は6キロで1歳児の平均に満たなかったそうです。体はやせ細り、紙おむつをつけて寝かされていたとのことでした。

3月4日には、埼玉県蕨市で2年前に4歳の力人ちゃんを衰弱死させた父母が逮捕されています。病院に運ばれ、急性脳症で亡くなった力人ちゃんは歩けないほど衰弱し、部屋からは大人の怒鳴り声や子どもの鳴き声が響き、「お水をください」と哀願する声が聞こえたと言います。

1月末にも、東京都江戸川区で7歳の男児が親から暴行を受けた末に死亡した事件もありました。

5月には、静岡県で1歳5カ月の長女を床にたたきつけてけがをさせたとして、無職の21歳の母親が逮捕されました。

育ち盛りの子が両親に見放され、命をそぎ落とされるそのむごい様子を思うだけで、胸がつぶれそうに痛みます。

厚生労働省の報告では、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、統計をとり始めた1990年度から18年連続で増え続けています。

2007年に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、前年度比3,316件増の4万639件でした。

相談種別に見ると、身体虐待が1万6,296件と最も多く、次いで保護の怠慢、拒否、ネグレクトが1万5,429件となっています。

2008年の件数は、前年度比2,025件増の4万2,664件でした。これは10年前の98年度に比べると6.2倍で、児童虐待防止法が施行された2000年度と比べても2.4倍になります。

相談種別では、身体虐待が1万6,343件と、昨年同様に最も多く、次いで保護の怠慢、拒否、ネグレクトが1万5,905件となっています。

2007年に初めて4万件を突破したそうです。このことについて厚生労働省は、2007年1月に児童相談所の運営指針が改正され、被害児童のきょうだいについても積極的に対応することになったため、虐待を顕在化させたと見ているようです。

また、警察庁が昨年、事件として扱った児童虐待は過去最多の335件に上り、28人の子どもが命を奪われました。

犠牲者は前年より17人減っているものの、現状はとても座視できません。把握件数が増加する一方で犠牲者が減っているのは、最悪の事態に至る前に発見する事例が増えたと思われることもできます。

2008年4月に改正児童虐待防止法が施行され、児童相談所の家庭への立ち入り権限が強化されました。警察官の同行も以前より求めやすくなってはいますが、経済苦や不安定な就労、ひとり親家庭、夫婦間の不和、望まぬ妊娠、育児疲れ、さまざまな要因が浮かび、そこに共通するのは孤立です。

職を失い、借金を抱え、生活費や住居費に事欠いても、かつては親族や友人が頼りになりました。だが、地縁、血縁という見えない安全網がほころび、相談したり、救いを求めたりする場は乏しく、あっても見つけにくく、解消されない苦しみや焦りを抵抗できない子どもたちに向かわせる、そんな姿が浮かび上がります。

また、このところ相次いで発覚した事件は、虐待を防ぐための連携体制がまだまだ不十分であることを浮き彫りにしています。

桜井市の事件では、亡くなった子は生後10カ月のときを最後に乳幼児健診を受けていなかったそうです。市役所の健診担当課は電話などで両親に受診を促しましたが、それ以上は立ち入らず、虐待の担当課にも連絡していなかったということです。

江戸川区のケースも、区の子ども家庭支援センターから小学校へ情報が提供された後はほとんど連絡がなく、学校だけの判断で状況を軽視したそうです。

厚生労働省がつくった専門家の検証委員会によると、虐待死事例の6割近くは関係機関と何らかの接点がありました。情報を迅速に共有され、有効に対処できていれば救えた命は多いはずです。

大事な子どもたちを児童虐待から救える手はずはなかったものか、自治体や児童相談所がもう一步踏み出す手だてはないだろうか、近所の人たちの知らせをもっと生かせないかとの思いから質問をいたします。

- 1、本市における児童相談所が対応した児童虐待の実態についてお聞かせください。
- 2、児童虐待防止についてどのような取り組みをされているのか、お聞かせください。
- 3、行政や警察、医療機関、乳幼児健診、幼稚園、小学校、地域、民生児童委員などの連携体制の強化についてお聞かせください。

3番、校庭の芝生化について。

一昨年(2016年)の12月議会に一般質問をいたしました。その後のお考えと進捗状況をお聞かせください。

2項目、男女共同参画のこれからについて。

1999年の6月、男女共同参画社会基本法が成立いたしました。間もなく11年になろうとしている近年、女性の意識やライフスタイルは大きく変化していると、そういった印象はだれしも少なからず感じておられると思います。

しかしながら、国連開発計画発表によります人間開発報告書によりますと、女性が政治や経済活動、また意思決定に参加できるかどうかを図る指数、すなわち各国女性の活躍度をあらわす指数、これをジェンダー・エンパワーメントと申します。この指数では、測定可能な93カ国中、日本は54位に甘んじており、先進国の中では下位にあると言えるのでは

ないかと思えます。

その背景には、女性の社会進出に対する拒否感がいまだ根強く残っていることも事実であります。男女共同参画の理念から見れば、日本はまだまだ発展途上国と言えるものであります。

しかし、男女共同参画社会基本法の前文には、このようにあります。

「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっている」とありますように、性別や年齢、異なる価値観を持つ人たちが社会参画をしてこそ、時代は活力を生むものであると私は思います。

そこで、質問をさせていただきます。

1、先ほど冒頭でも申し上げましたが、男女共同参画社会基本法が成立して間もなく11年、本市では平成10年にとよあけ男女共同参画プランを策定され、また平成19年にはその改訂版、第2次とよあけ男女参画プランも策定されております。

本市におけるこれまでの男女共同参画の動きをどのように総括し、今後の行動計画にどのように反映しようとされているのかについてお聞かせください。

2、厚生労働省が発表した2007年度の雇用均等基本調査によりますと、日本の男性の育児休業の取得率は、2005年には0.5%であったのに対し、2007年には1.56%に上がっており、2008年には1.2%になっております。わずか1ポイントではありますが、見方を変えれば3倍強になったとも言えるものでございます。

ちなみに、女性の育児休業取得率は、2005年の72.3%に比べて2007年では89.7%、2008年には90.6%と大きく上昇をしております。

法律上、この育児休業は男女を問わず、原則として子どもが1歳になるまでの間に一度とることができることになっており、また地方公務員の場合には、子どもが3歳に達する日まで育児休業をすることができるとなっております。

そこでお聞きいたしますが、本市における実態、特に男女共同参画をリードすべき市役所における実態についてお聞かせください。

3、政治や経済活動、意思決定に参加できるなどの女性の地位向上に向けた本市の取り組み、すなわち本市の女性の活躍度、ジェンダー・エンパワーメント指数を向上させる取り組みについてお尋ねいたします。

また、本市の各種審議会などへの女性登用の促進、また市管理職への女性登用促進プログラムについてもあわせてお答え願います。

3項目、財源確保、増収について。

本市では、広報紙、ホームページ、アトリウム水槽、ひまわりバスへの有料広告を受け入れ、収入増につなげています。

また5月より、経費削減を進めるため、市の窓口で渡す封筒に民間企業などの広告の掲

載を行い、窓口封筒を1年契約で業者を決定し、そこから現物封筒を提供していただくようになりましたが、今後についてはどのようにお考えか、お聞きいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.5 ○教育部長(竹原寿美雄君)

教育部からは、子育て支援の充実についての中から、4点についてご答弁を申し上げます。

まず1点目、読書環境のさらなる充実を、の中で、読み聞かせ運動でございます。図書館の事業概況についてお答えをしたいと思います。

本市におきましては、平成19年度に5カ年計画で豊明市子ども読書活動推進計画「読み聞かせの街 豊明」を策定し、家庭、地域、学校、保育園、幼稚園等と連携をし、現在、全市を挙げて読み聞かせ運動を推進しております。

図書館では、「図書館おはなし隊」を組織し、学校などにボランティアを派遣しております。

また、館内におきましても、ボランティアグループによるおはなし会などの開催により、21年度実績で年間65回開催し、延べ1,500名余りの方に参加をいただいております。

そうした中で、着実に読み聞かせの輪が広がっていると考えておりますので、今後も継続して事業を行っていきたいと考えております。

それから、2点目になりますが、朝の10分間読書運動についてでございますが、これについては実施をしている学校があります。

そのほかに、読書旬間として、各学校とも年2回または3回程度、2週間程度の期間で読書運動を実施しております。

具体的には、児童生徒に目標冊数を持たせて取り組ませたり、目標を達成した児童生徒には特典を与えたり、それから1人1回当たりの貸し出し冊数を増やしたりするなどの工夫をしております。

これらの取り組みにより読書量も増えていきますので、各学校においても今後も継続して読書運動に取り組んでまいります。

次に、本市の子どもたちの読書活動の実態、それを支えるボランティアの導入の件について、学校現場と図書館の状況について、それぞれお答えをしたいと思います。

最初に学校現場の状況であります。平成21年度、本市の全小中学校に対して実施しました児童生徒アンケートの結果では、年間11冊以上読んでいる児童生徒は小学校2

年生で 51%、小学校4年生で 42%、それから小学校6年生では 38%、中学校2年生では 13%となっております。

ボランティアにつきましては、各学校につながりのあるボランティアが読み聞かせに来てくださいます。子どもたちは読み聞かせボランティアの方々の読み聞かせを楽しみにしていますし、本の楽しさを味わい、読書への意欲を高めてきているという成果も報告されておりますので、今後は図書館との連携を図るなど、活動の拡大につなげてまいりたいと考えております。

続いて、図書館の状況であります。図書館にかかわるボランティアは現在9団体ありますが、その中で子どもの読書活動に関連するボランティアグループは5グループ 50名。それから「図書館おはなし隊」として活躍していただいている個人ボランティアの 35名の方々が学校、図書館、児童館等で各種おはなし会の実施など、意欲的に活動していただいております。大変感謝をしております。

図書館としましては、その活動をサポートするため、活動場所の提供等を始めとして、図書館広報紙、それからホームページ等に掲載をしていき、その活動を紹介するなど、広くPRしていきたいと考えております。

質問をかわりまして、校庭の芝生化についてであります。

校庭の芝生化は、スポーツ活動の安全性や多様性、夏季における照り返し防止や、降雨時における土砂流出防止など、環境面での効果もあり、また費用面におきましても、従来の芝張りに比べて安価なポット苗の鳥取方式が開発されたことで、全国的に施工実績が増加傾向にあります。

本市の学校につきましても、芝生化導入を検討するため、引き続き先進地の事例を参考に、学校と地域住民の方々との提携について研究してまいりました。

しかし、現在、学校施設全体の整備計画を検証しますと、児童生徒の生命を守るため、校舎等の耐震補強工事を最優先に進めることが現時点で課題であるというふうと考えております。

校庭の芝生化につきましては、事業導入に向けての調査研究を今後も引き続き実施をしていきたいと思っております。

以上、終わります。

#### No.6 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

#### No.7 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より2点ご答弁を申し上げます。

まず、子育て支援の充実についてのうち、ブックスタート運動につきましてお答えをいたします。



当市では平成 17 年度より、3カ月児健診と同時に行うブックスタート事業を開始いたしました。

読み聞かせボランティアが1組ずつの親子に絵本の読み聞かせを実施した後、最後に絵本や図書館の利用案内などが入ったパックを手渡しております。事情により3カ月児健診が受診できない場合には、保健師が訪問し、パックを手渡しております。

ブックスタートを受けた 87%以上の保護者自身が、「楽しかった」、「ほっとする時間が持てた」として、心地よい経験をされておられます。

実際に読み聞かせボランティアが実施をすることで、保護者も具体的な方法がわかり、図書館職員やボランティアと話したことを好意的に思っている保護者が 89%以上で、保護者の 85%以上が「情報収集の場としてもよかった」とするアンケート結果が出ております。

ボランティアが1組ずつの親子に読み聞かせを行うことで、子どもだけではなく、保護者も心地よい体験をされ、その結果、保護者の 96%以上という大変高い率でこの読み聞かせを継続していることがわかり、楽しむ育児実現のためのツールとして大変効果的であると考えております。

続きまして、ご質問の2つ目、児童虐待から子どもを守るにつきまして、順次お答えをいたします。

まず、1点目の本市におきます児童相談所が対応した児童虐待の実態についてお答えをいたします。

平成 21 年度に中央児童・障害者相談センターが直接受けました相談件数は9件であります。そのうち、虐待の種類は身体的虐待が3件、ネグレクトが5件、心理的虐待が1件であります。また、市から児相へ通知した件数は7件で、内訳は身体的虐待が4件、ネグレクトが3件であります。

続きまして、2点目の児童虐待防止についての取り組みでございますが、健やかな乳幼児とその親の育ちのための取り組みといたしまして、社会全体で子育て支援事業を実施しております。

まず、子育て相談や仲間づくりの拠点となります地域子育て支援センターを3中学校区に1つずつ開設をいたしております。21 年度利用実績では、前後にあります「すまいる」が2万 4,654 人で相談件数が 742 件、「あおいとり」が 6,355 人で相談件数 377 件、東部保育園内の「ともとも」が 3,548 人で相談件数 123 件でありました。

また、内山保育園では、母親等の育児不安や育児の負担感の軽減を目的に、入所理由を問わないリフレッシュ保育を実施しており、平成 21 年度実績は延べで 99 人の利用がありました。

さらに、各公立保育園では、母親同士の交流を広げることを目的といたしまして、子育てルームを月1回実施いたしております。

また、児童館におきましては、親子教室、子育てサロン事業を月2回実施し、地域の幼児親子の交流や遊びを通じて親子の仲間づくりの援助や、親子の情緒の安定を図り、子

育ての不安を和らげるように活動いたしております。

このような一連の事業が児童虐待防止の一翼を担っていくと考えており、今後とも事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、要保護の観点からは、子どもの命を守るということを念頭に相談体制をとっております。広報などによりまして、市民の通報や相談窓口の周知徹底を図ってまいります。

続きまして、3点目の行政や警察、医療機関、幼稚園、小学校、地域、民生児童委員などとの連携体制の強化についてお答えをいたします。

本市では、関係機関の連携を密にすることを念頭に要保護児童対策地域協議会を開催しております。議員のご質問にあります各機関の代表者の方すべてに入っていただいております代表者会議を年1回、また実務的には毎月要保護実務者会議を開催いたしております。そこで情報交換を行っております。

その中で、各施設等から通報がありましたケース、20件前後の家庭の経過や様子を担当者で共有し、見守っております。また、緊急を要する案件等は、ケース検討会議を随時開きまして対応を協議いたしております。

今後とも、各関係機関との連携をより一層密にし、また情報を共有し、要保護児童対策に努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

#### No.8 ○議長(矢野清實議員)

平野市民生活部長。

#### No.9 ○市民生活部長(平野 隆君)

市民生活部では、男女共同参画のこれからについての中の1項目目についてご答弁を申し上げます。

この男女共同参画社会の実現、これには現在、第2次とよあけ男女共同参画プランをもとに、施策・事業の適正な評価を行うことで、効果的かつ効率的に進めることが必要と考えております。

そのため、平成20年度より豊明市男女共同参画懇話会によります施策・事業の外部評価制度を取り入れて、その評価を行っていただいているところであります。

この外部評価を受けまして、また各課のヒアリングを実施することで、職員の男女共同参画意識を深め、施策・事業がより効果的に推進できるように努めてもおります。今後も引き続き継続をしていく考えでおります。

なお、市民の方へは、プラン・評価などの詳細を市ホームページにて掲載し、周知をしているという状況であります。

終わります。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.11 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、質問の男女共同参画のこれからと、それから次の質問の財源確保のためについてお答えをしていきたいと思えます。

まず最初に、男女共同参画のこれからの質問の中の、男性職員の育児休業の実態についてお答えをしていきます。

市では、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるように、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を推進するため、豊明市の特定事業主行動計画を策定しています。

この計画の中には、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進、あるいは育児休業等を取得しやすい環境の整備など、ほかの取り組み内容を示しています。しかし、本市ではこれまで男性が育児休業を取得した実績はありません。

そこで今年3月には、「仕事と生活の調和」という視点を追加いたしまして、この計画を改定いたしました。新たな取り組みとして7項目を追加いたしました。

一番の取り組みは、男性職員の育児休業を取得しやすくするため、制度の拡充を図るということを主な改定内容といたしました。

また、男女共同参画プランにおいても、男性職員の育児休業取得推進を掲げています。

子育て支援制度の職員への周知等を、庁内のイントラで充実を図り、行ってきました。

今後も、これらの関係計画、プランに基づき取り組みを進めていき、男女共同参画の推進に取り組んでいく社会に対しまして、公務が率先した役割を果たせるように努めていきたいと考えております。

それから、2点目の女性の地位向上の関係で、市の管理職への女性登用の関係でお答えをしていきます。

すみません、行政への参画のほうから先にお答えをしていきます。

女性の行政への参画促進につきましては、附属機関等の設置等に関する要綱によりまして、附属機関における女性の割合を30%以上にするように定めております。

現在、市長の附属機関として活動中の委員会、審議会等は全部で45機関ありまして、女性の割合については、この男女共同参画プランにおいても、平成22年度は30%、26年度には35%を目標値としています。

今年度の状況ですけれども、この45機関中、30%を超えている機関は全部で25機関あります。半数以上の機関が目標値を達成しているところでもあります。

これは、要綱が定められた平成11年当時の36機関中8機関でありましたことから比べますと、大きな伸びを示しているのではないかと思います。女性の行政への参画促進に寄

与ることができたと思っております。

これにとどまることなく、今後も引き続き、女性がこうした行政機関に参加することに努めていきたいと考えます。

もう一つは、市の管理職への女性登用のプログラムですが、この施策も男女共同参画プランにおいて、政策決定の場への女性の参画の推進を挙げています。

女性の管理職登用の割合は、平成 22 年度は 20%、26 年度には 25%の目標を掲げています。しかし、現時点では、補佐以上の管理職の女性の割合は約 16%にとどまっており、まだ目標値には達しておりません。

先に申し上げましたとおり、社会的な取り組みに対し、公務が率先して例を示す必要があると考えております。管理職候補であります監督職、つまり担当係長職で比率を見れば、女性の割合からいきますと 41.3%となっています。確実にその割合は増えていると思います。

昇任は、人事評価の結果を始めとする能力の実証によってされてきますので、市では近い将来、管理職、監督職となるであろう世代の職員を対象に、男女の別なく、次世代リーダー、つまり職場リーダーを養成する研修を継続的に実施しています。

女性管理職の養成に特化した派遣研修も実施しております。今後も引き続きこうした研修を実施していく予定であります。

それから次に、3点目の財源確保のために、の質問にお答えをしていきます。

市では、平成 19 年度より行政改革の一環として、有料広告の取り組みを始めました。現在、広報紙、ホームページ、ひまわりバス、アトリウムの水槽について、広告料金を徴収しています。

また、窓口で使用する封筒についても、企業広告を掲載するかわりに、封筒を市に納入する方法によって経費の削減に努めています。

こうしたことによって、収入額もしくは削減額は、全体として約 250 万円の収入でありますとか、歳出の削減がトータルで図られてきています。

またさらにこれからは、町内会に配布をしています回覧板についても、封筒と同様に作成できるのではないかと検討しています。

今後もこのような方法を引き続き実施するとともに、ほかに広告収入が得られないかと検討しながら、収入増加に努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.12 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.13 ○4番(一色美智子議員)**

全般にわたりご答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、子育て支援の充実について、読書環境のさらなる充実をということで、現在、財政難などの厳しい現実の中でも、子ども読書環境のさらなる充実に向けて、本のソムリエと呼ばれている読書アドバイザー、読み聞かせボランティア、図書館司書などの方たちの人材育成についてお聞かせください。

**No.14 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.15 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

読書アドバイザー、それからボランティアの関係、図書館司書の人材育成ということですが、図書館のほうで申し上げますと、図書館では読み聞かせボランティアの育成、養成のために現在努めているわけですが、21年度、前年度につきましては「読み聞かせの街ボランティア講座」というものと、「読み聞かせレベルアップ講座」という名称で講座を開催させていただきました。両講座には、延べ4回、80名余りの方の受講をいただきました。

それから、読書アドバイザーにつきましては、読み聞かせボランティアの方々が同様の役割を現在担っていただいているということで、特に単独での育成は考えておりません。

それから最後に、司書の関係につきましては、現在、正規の職員の中で2名、それから臨時職員の中で5名の図書館司書の有資格者がおりますが、今後、人事当局と協議を進めながら、計画的に司書資格を取得させるなどして人材育成に努めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

終わります。

**No.16 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.17 ○4番(一色美智子議員)**

子どもは1人ではなかなか本を読めません。家族みんなで読書をする習慣をということで、家族全員が同じ本を読む、読んだ本について家族で話す等、佐賀県伊万里市では、

読書を通じて親子のきずなを深めようと、家読事業に取り組んでおります。本市でも家読事業に取り組んではと思いますが、いかがでしょうか。

**No.18 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.19 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

ただいま、ご提案いただきました家読の関係でありますけれども、これにつきましては、ここ数年前から全国の小学校などで取り組まれているということの状況は把握しております。

家読は、決まりや難しいルールの必要がなく、家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話すということで、家族で読書の習慣を共有するということで、非常にメリットが大きいのではないかと考えております。

学校のほうでは、現在、夏季休業中に親子読書というものを、21年度にある学校で取り組んでおります。読書感想文を書くために、子どもが読んだ本を親が読む、それから感想を伝え合う、それからページ数の少ない本を1冊親子で読むということで感想を伝え合ったりしております。

その夏季休業後に提出された記録用紙からは、親子の温かい交流の様子がうかがえたということで、家読の推進について今後検討してまいりたいというふうに思います。

それから、図書館におきましても、広報やホームページでも紹介をして啓発していきたいと考えております。

以上です。

**No.20 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.21 ○4番(一色美智子議員)**

ありがとうございます。

「読んでいる本で子どもの考えることなどがわかるようになった」、「図書館へ本を借りに行くことで親子のコミュニケーションの機会が増えた」との声がたくさん寄せられているそうです。本当に予想以上の成果が上がっているそうですので、子どもの読書に親が関心を示すこと自体、教育的な効果があると思いますので、ぜひ本市でも行っていただきたいと

要望いたします。

次に、児童虐待から子どもを守るに移ります。

虐待のおそれのある子は児童相談所で一時保護され、必要に応じて児童養護施設などに入所します。しかし、入所後も親権を盾に強引に連れ去る、必要な医療を受けさせない、高校などへの入学を認めないなどの虐待を受けることがあると伺ったことがあります。このような事例が本市でもありますか、お聞きいたします。

#### No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.23 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

ご質問いただきました養護施設入所後に親権を盾に強引に児童を連れ去るような事案等々についてでございますが、養護施設に入所後は児童相談所の担当と市の担当が連携をとりながら、親と面接を重ね、措置解除のタイミングを図ることになります。最終的な決定は、児童相談所が解除の権限を持っておりますので、市としては側面からの協力となります。

なお、幸いなことに本市では、過去に入所後に親権を盾に強引に連れ去る等の事例は発生しておりません。

終わります。

#### No.24 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.25 ○4番(一色美智子議員)

それでは今度は、地域の人たちが虐待をうかがわせるような事態を見たときの対処法についてお聞かせください。

#### No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.27 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

周りの方が虐待をうかがわせる事態等を見かけたときの対処方法についてでございますが、市の家庭相談室に通報をしていただくこととなりますが、そのほかにお近くの民生児童委員さんや、各中学校区に2名配置されております主任児童委員さんにご相談する方法もあります。

また、子育て支援センターの職員も相談の窓口となっておりますので、少しでもおかしいと感じた場合は、ご一報いただけますと早目の対応が行えます。

また、周知方法といたしましては、市のホームページによるPRのほか、毎年11月が児童虐待防止推進月間となっておりますので、昨年度は子育て支援センターにてオレンジリボンキャラバン隊による啓発活動を行いました。

なお、来月7月の広報にてさらなるPRを行ってまいります。

終わります。

#### No.28 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.29 ○4番(一色美智子議員)

厚生労働省は、昨年10月に児童虐待通報の全国共通番号を実施しています。また、虐待を見抜くチェック項目等もありますので、これもホームページ、広報等で周知をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、夫や周囲に助けを求めることができず、子育てのストレスを子どもに向けてしまうことも珍しいことではないと思います。

したがって、夫や周囲、地域に対して、子育てと虐待についての一層の啓発、研修が必要と考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

#### No.30 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.31 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

啓発につきましては、今、回答を申し上げたとおりでございますが、研修、会議等につきましては、21年度につきましては、児童相談所主催の連絡調整会議や相談担当者研修、そして児童福祉主管課長研修などを行っております。

また、愛知県主催の虐待防止セミナーや、愛知県家庭相談員連絡協議会主催の研修



会、また新任者研修会などに参加をいたしております。

また、実際に現場で携わっていただきます主任児童委員、民生児童委員、児童部会におきましては、毎年、虐待やDVIに関するテーマにて勉強会を実施しております。

終わります。

#### No.32 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.33 ○4番(一色美智子議員)

児童虐待防止のために、安心して子育てができる、子育てに悩む母親の支援といった環境の整備、相談体制の整備、子どもの安全と福祉を図るためになお一層の充実をお願いいたします。

次に、校庭の芝生化についてですが、これは補助制度もあり、養生期間も短く、費用も安価ででき、裸足で駆け回れる等、メリットがたくさんあることはわかってみえると思います。確かに耐震工事でトラック等が校庭に出入りすることも多いと思います。耐震工事が終了いたしましたら、試験的にまず1校からでもいいですので、早急に行っていただけるように要望いたします。

次に、2項目目の男女共同参画のこれからについて、に入っていきます。

ワーク・ライフ・バランスについてお聞きいたします。

世界的な金融危機でワーク・ライフ・バランス、「そんなことより今はまずワークでしょう」という言葉に変わっています。实体经济の悪化は、せっかく根づき始めた男女共同参画の動きを逆行させる状況です。

そこで、本市に根づいた男女共同参画の理念、特にワーク・ライフ・バランスをこの不況の中で後退させてはならないと思いますが、取り組みについてお聞かせください。

#### No.34 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.35 ○行政経営部長(宮田恒治君)

市では、子育てと仕事の関係に関する制度が幾つかございまして、育児休業制度、育児短時間勤務、それから部分休業制度等があります。

また、出生時においては父親に特別な休暇を与えるという制度もありまして、こうしたワ

ーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを拡大してきています。

また、この6月議会にも、さらに育児休業の取得促進をねらいとするという関係で、育児休業関係の条例の改正をお願いしています。

この条例の改正は、今までどちらか一方の親しか、例えば母親なのか父親なのか、どちらか一方の親しかこうした制度は取得できませんでしたけれども、さらに改正後におきましては、両親が同時に取得できるという改正になっておりますので、こうした改正によって男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの理念を尊重してまいりたいと思っております。

以上で終わります。

#### No.36 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.37 ○4番(一色美智子議員)

本市の発展を図る上で、次代を担う若者の意見を積極的に取り入れ、反映することは不可欠であると思います。

今後、男女を問わず、青年層の若い方の参画を推進するための仕組みづくりについて、また団塊の世代の方を含めた高齢者の方々がこれまで培ってこられた豊富な知識、経験を次の世代、またさらには次の世代へ受け継ぎ、まちづくりに生かしていくことも重要であると思いますが、そのそれぞれの仕組みづくりについてお聞かせください。

#### No.38 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.39 ○市民生活部長(平野 隆君)

個人の方の知識、経験、それを生かした仕組みづくりということであります。

仕組みづくりということにちょっとならないかもしれませんが、今、市民協働課で取り組んでおりますのは、市民の方の経験、知識をまちづくりに生かしていただく、そういった機会を持っていただくという趣旨も含めまして、現在、豊明市民活動情報サイトというものをホームページに掲載、それから市民活動情報誌「コラボレーション」というタイトル、これは「協働」という意味がありますけれども、そういった冊子をつくるなどして、市内で活動している団体の活動状況、それから会員募集などを掲載して、広く市民に紹介しているところであります。そこで、参加、体験されるような情報を発信しているということがまず1

点目。

そして、仕組みづくりという視点からいいますと、生涯学習のほうに人材バンクリストという制度があります。そこで、個人の経験値でどういったことでなら市のほうに協力できて、あるいはそういうことを含めて市民講師として要請があればしていただけるというような、そういった登録制度も持っているということ、ここで報告させていただきます。

たしか 58 名ほどの登録が個人であると聞いております。

終わります。

#### No.40 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.41 ○4番(一色美智子議員)

先ほど審議会等のお話があったのですが、審議会等の会議は夜間に一部行われているものもありますが、ほとんどは平日の日中に行われているものが多いと思います。若い方や仕事を持たれている方の参加を促していくには非常に厳しいかなという感じがいたします。審議会等は平日の夜間や土・日に開催してはとありますが、いかがでしょうか。

#### No.42 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.43 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それぞれの委員会に所属された委員さんによっては、仕事、それから家庭の事情によっていろいろその内容が異なるかと思えます。

原則的に、そうした会議の開催、日時、場所等はその委員会で決めていただいていると思いますので、そうした状況、平日で無理であれば夜間あるいは土・日開催でも、それは可能であると思います。特に市のほうから必ず平日に行うということにはしておりませんので、ご了承いただきたいと思えます。

以上で終わります。

#### No.44 ○議長(矢野清實議員)

一色議員に申し上げます。

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.45 ○4番(一色美智子議員)**

それでは、財源確保のほうに移ってまいります。  
広報紙、ホームページ、アトリウム水槽、ひまわりバス等の有料広告の金額をそれぞれ教えてください。

**No.46 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
宮田行政経営部長。

**No.47 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

広報につきましては、年間で大体 150 万円ほどになります。ホームページですと大体 60 万円、アトリウムの水槽ですと、これは始めたところでありますので、まだ2カ月分しか実績がございませんが、約2万円弱になります。それからひまわりバスですが、年間で約 17 万円ほどになります。

それから、市民課で配布します封筒も変えていきましたので、これが印刷をやめたことによって、年間約 14 万円の削減ができました。

以上で終わります。

**No.48 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.49 ○4番(一色美智子議員)**

今後も経費削減、収入増をさらに進めるために、市のあらゆる媒体への広告を募集し、収入を財源にさせていただけますように要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

**No.50 ○議長(矢野清實議員)**

これにて、4番 一色美智子議員の一般質問を終わります。  
ここで、10 分間休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

No.51 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 三浦桂司議員、登壇にてお願いいたします。

No.52 ○3番(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、通告に従い一般質問をいたします。

私の地元の第4分団は、昨年に引き続いて豊明市消防操法大会で優勝いたしました。日夜練習に励み、県大会優勝を目指して、そして全国制覇に向けて頑張っております。

今、世界はグローバル化していて、投機マネーの動き、為替変動、タイの政情不安、ギリシャの財政不安など、国際社会の動き一つひとつがいや応なしに我々の生活にはね返ってきています。

結果として、消費者物価指数は14カ月連続で下落を続けています。経済は内需中心ではなく、北米、中国、新興国向けの輸出、外需に支えられた景気は少し持ち直しぎみではありますが、厳しい雇用情勢とデフレの改善が進まず、中小零細企業が中心の当市には大きな打撃となっています。

大企業がなくても光っているまちがあります。このまちをクリエイティブ・シティーにしたいと思えます。それには、戦略的ソリューション、スピードコスト、開発力が大切です。

一方、無償の善意というものが求められておりますが、ボランティアというのは人には伝わりにくい部分があって、時に警戒される部分があります。よしと思って行った行為が悪意としてとらえられたとしても、自分の信じた道を覚悟を持って取り組みたいと思えます。

子どもを大事にする社会、高齢者が「長生きしてよかった」と言える社会、額に汗する人が報われるように、まじめに頑張っている人が報われるような地域社会づくりに努めます。

では、質問に入ります。

まず初めに、安全・安心のまちづくりについて伺います。

人間の基本はあいさつであると私は考えております。朝起きたら家族とのあいさつに始まり、一歩外へ出たら近所の人たちへのあいさつ、学校、職場でのあいさつなど、生活をしていく上において欠かせない行為だと思います。

しかし、最近あいさつのできない大人、子どもが増加しているように感じられます。あいさつがしっかり返ってくれば気持ちのいいものです。だれもがあいさつを交わすまちにして、結果として犯罪抑止につながればと思います。

愛知署管内では、この1～3月、犯罪が減少傾向にあります。それは日進市、東郷町などの減少幅が大きいためであって、豊明市に限っていえば、深夜の侵入泥棒、空き巣、

変質者等々の犯罪が増加している傾向があります。

沓掛町の母子放火殺人事件は、この9月で丸6年となります。一刻も早い犯人逮捕を願わずにはおられません。

犯罪を起こそうとする者にとって、地域監視の目というものが非常に有効な手段であると言われております。地域の安全・安心は地域で守る、地域のつながりが地域を守ると私は考えております。

安全・安心のまちづくりについて、次の点について伺いたいと思います。

1つ、あいさつ運動で犯罪防止。

2つ、あいさつ運動の促進。

3つ、自動車の横断歩道の一たん停止運動。

4つ、犯罪情報の共有化。

最後に、地域の安全パトロール隊が集まる地域パトロールネットワーク会議等を提案いたします。

次に、太鼓の補修修繕について伺います。

現在、豊明市の太鼓は農村改善センターに保管されております。

主に太鼓の方々の練習や、各地区への貸し出し、また演奏などに使われております。

現在の太鼓は、平成元年、世界デザイン博覧会が名古屋で開催されたときに購入したもので、20年以上経過しているものもあって、太鼓の革が破れているものもあります。補修が必要であると思いますが、そのような状況でも使用しています。

備品の貸し出し制度も始まりました。

次の点を伺いたいと思います。

毎年、少しずつでいいので、破れた太鼓の革を補修できないか、財政難のために直す必要はないと考えているのか、伺います。

続いて、災害時要援護者名簿について、3月議会では時間不足でお聞きできなかった点について再度お聞きいたします。

東海地震・東南海地震が迫っていると言われて久しいものがあります。

現状は、災害時要援護者名簿づくりについて先進的に取り組んでいる町内と、そうでない町内の差が出ています。

私の住んでいる阿野区は6町内ありますが、その一つの町内では、自主防災組織を活用して自主的に会議を重ねて、民生委員さんの協力、本人の同意などを取りつけて、災害時要援護者名簿を既に作成している町内があります。これは市内において先進的な事例であり、見習うべきものが多いのではないのでしょうか。

一方、豊明市の町内の自主防災組織などは、組織名簿に役員、班長さんをはめ込んだだけの組織図となっている町内もあります。

要援護者名簿の作成は、個人情報保護法令との絡みで難しい点があることは理解でき

ますが、いざ大震災や風水害が発生したときに、建物が崩壊しているときに、生きるか死ぬかの瀬戸際のときに、個人情報保護法令があるからといって立ちどまることはできないと思います。

3月議会と重なる部分がありますが、次の点についてお聞きいたします。

1つ、手上げ方式での要援護者名簿作成の進捗状況。

2つ、手上げ方式だけで網羅できるかどうか。

3つ、区・町内会長と民生委員さんとの情報共有の進め方について。

4つ、集合住宅での要援護者への対応状況。

5つ、外国人要援護者対策をお伺いいたします。

最後に、ネットパトロール隊についてお伺いいたします。

新聞通信調査会によると、メディアの信頼性は新聞が71%、民放テレビが63%に対して、インターネットが58%と、雑誌の46%を抜いています。

インターネットが普及したことで、情報伝達が容易となり、よりリアルタイムとなりました。

3月15日に、ネット書き込みにおいて、最高裁が名誉毀損の有罪判決を下しました。

1審での判決は、ネットは利用者が自由に反論でき、情報の信頼性も低い。

故意のうそや可能な事実確認を行わなかった場合、名誉毀損が成立すると、無罪判決を覆しました。

それは、個人がインターネットに掲載したからといって、閲覧者が信頼性の低い情報と受け取るとは限らず、ほかの表現手段と区別して考える必要はないと指摘した。

不特定多数が瞬時に閲覧でき、時として名誉毀損の被害が深刻となり得る。ネット上での反論で被害回復が図られるという保証はない。ネットだからといって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきではないと結論づけています。

今の子どもたちは、安易な携帯メールで連絡を取り合って、教師、大人たちから見づらくなってきています。思春期を迎え、中学校で不登校が増える要因は何なのか。いじめを書かれた児童生徒は大きく傷つきます。

指導監視が厳しくなり、裏サイトは少なくなったと思いがちですが、若者言葉で一目では内容がわからず、投稿者や生徒、子どもたちに聞かなければ、いじめか判断できないケースが出ています。標的などを具体的に書き込まず、漠然と書いているだけでは、注意、取り締まりの対象とはなりません。

携帯、インターネット上に多くの怪しげなサイトが反乱しているのが現状です。名誉毀損やプライバシーの侵害、ネット上でのトラブルは深刻なものが出てきています。

恋人募集中などのなりすましメール、他人の住所や電話番号を掲載したり、トイレなどに連れ込んで動画を撮って仲間内のみならず、だれでも閲覧できる2ちゃんねる等へ投稿するという利用方法があるのも事実です。

このような情報は、一たん書き込まれると瞬時に多くの人の目に触れることとなります。

事実無根の情報で人が傷つく、そういう教育がされているのか、弱い部分があると思います。

以下の点について伺います。

1つ、ネットいじめ対応アドバイザーなどの進捗状況について。

2つ、リスク教育プログラムについて。

3つ、インターネットのいじめ対策について。

4つ、小中学生のフィルタリングの徹底。

5つ、不登校の温床とされる学校裏サイトを減らすために。

6つ、情報発信者への責任の自覚について。

以上を伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

#### No.53 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.54 ○市民生活部長(平野 隆君)

市民生活部からは、安全・安心のまちづくりについて、5項目ほどのご答弁を申し上げます。

1つ目のあいさつ運動での犯罪抑止を、ということであります。

あいさつといいますのは、いろいろな面で不思議な力を持つとも言われております。

犯罪者といいますのは、議員が壇上でも申されたとおり、人目を気にしているということから、あいさつ、要は声かけをされることを非常に嫌がるということは、よく署の生安課の課長等の講話にも出てくる話です。

こういった日ごろ見かけない人たちを見たら、「おはよう」とか「こんにちは」とか、いわゆる声かけをするということが犯罪の予防、抑止に効果があるということを実感しております。

そこで今後、市内でいろいろ防犯教室が行われます。その中において、署の協力も得ながら、このあいさつをするということが犯罪抑止効果につながるということを、さらに啓発していくように連携していきたいと考えております。

さらに申し上げれば、具体的には、防犯協会のほうの活動推進目標の中に、あいさつ運動といいますか、あいさつの声かけを取り入れるという文言を盛り込むという提案もしていけたらと思っております。

それから2点目の、これもあいさつ運動ということですがけれども、この交通当番での、ということに特化したということでもありますので、それに特化したご回答をいたします。



毎月、「交通事故死ゼロの日」に街頭指導を区長さん等々皆さんにご協力をいただいております。ありがたいと思っております。

このご協力いただいている皆様方に、先ほどのあいさつというものが犯罪の抑止に効果があるという理解を得た上で、この街頭指導中での歩行者、通行者などへのあいさつをお願いしていくということを考えております。

具体的には、指導のお願い通知文の中に明記していくとか、そういったやわらかい表現でお願いをしていけたらなというふうに考えております。

それから、3点目の横断歩道一たん停止運動というのが、ちょっと非常にあれですけども、私どもが考えますのは、横断歩道での事故防止という観点からご答弁をさせていただきます。

歩行者が道路を横断する際は、歩行者のほうは車はとまってくれるだろうとか、またドライバーは歩行者は渡らないんじゃないかという勝手な思い込みで、こういった事故が起きるといことがよく言われます。

そこで、横断歩道での事故防止をするには、まず横断者の姿をドライバーに目立たせることが効果的だというふうに言われております。歩行者はドライバーに横断する意思を明確に示す。具体的には手を上げて渡るといった意思表示をするということが重要ということが言われます。

この点に関しては、県のほうの言葉をかりれば、「ハンド・アップ運動」と言っているようですが、このような横断歩道での事故防止のために、交通安全教室の中で啓発をしていきたいというふうに思っております。

それから4点目です。市役所内の情報共有化ということであります。

これは危機管理のことも含めまして、既に21年、市では危機管理要綱を定めております。各分野で想定される危機管理に努めることとしているということであります。

今後とも引き続き、庁内の情報共有、連携を密にして危機管理の強化を図っていきます。

それから5点目、パトロールネットワーク会議の創設、開設ということでございます。

ご承知のように、市には今、パトロール隊、子ども見守り隊、防犯クラブ等々、総務防災課で把握しているのが、58ほどの自主防犯ボランティア団体の登録がございます。

日ごろ地元を中心に活動されているわけですが、これらの団体の皆さんが連携して防犯活動をされるために、その団体同士の情報の相互の連絡といいますか、情報交換という場を開催されるということが決まりますれば、市としても率先的に、側面的なご協力をしていきたいと、積極的にご協力を申し上げたいと、そういうふうに考えております。

以上で終わります。

No.55 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

**No.56 ○経済建設部長(三冶金行君)**

太鼓の革の補修についてのご質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思っております。

現在の太鼓につきましては、平成元年から平成5年にかけて購入したものでございます。既に20年経過したものが多くあります。湿度や乾燥など適切な管理をするために、農村改善センターにて管理を行っております。

平成21年度の太鼓の利用回数でございますけれども、太鼓の団体の練習が158回、豊明まつりなどのイベント11回、町内会などの盆踊りなど25回、合計で194回でありました。

太鼓の利用頻度が非常に高く、常に適切な管理に努めておりますが、補修など必要な場合は、予算の範囲内において補修をしております。

終わります。

**No.57 ○議長(矢野清實議員)**

神谷健康福祉部長。

**No.58 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

それでは、健康福祉部より、災害時要援護者名簿につきまして順次ご答弁を申し上げます。

まず、手上げ方式での要援護者名簿作成の進捗状況でございますが、本市の災害時要援護者名簿の登録につきましては、豊明市災害時等要援護者支援登録制度に基づきまして、平成19年12月より民生児童委員が年2回対象者を訪問いたしまして、登録に賛同いただいた福祉対象者のみを登録する同意方式により実施をいたしております。

要援護者の登録者数は、22年2月末現在で1,190人、直近の5月末現在で1,222人となっております。若干ですが、増加傾向にあります。

未登録要援護者には、制度の趣旨や目的についてのさらなるPR活動に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、手上げ方式だけで網羅できるかというご質問でございますが、現行制度では、対象者本人の意思を尊重する同意方式をとっておりますので、すべての要援護対象者から同意を得ることには限界があると感じております。

そこで今年度より、災害時要援護者救援支援マニュアル策定プロジェクトチームを結成いたしまして、23年度のマニュアル作成を目標に作業を進めているところでございます。対象者の把握方法について研究をしてみたいと考えております。

続きまして、区・町内会長と民生児童委員との情報共有の進め方についてでございますが、要援護者の登録申請書には、地域支援者であります民生児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織に情報提供することに同意する旨の記述がありますが、区・町内会

長への情報提供についてはうたっておりません。

災害発生時には、町内会など近隣住民の救援協力が不可欠であると考えておりますので、個人情報保護などの法的な問題はございますが、プロジェクトチームの中で災害発生時における情報共有について研究をしてみたいと考えております。

続きまして、集合住宅での要援護者の対応状況でございますが、要援護者の登録につきましては、それぞれの地区の民生児童委員が登録勧奨のために訪問をいたしております。5月末現在で、集合住宅と豊明団地の登録者数は330人となっております。

続きまして、最後に外国人要援護者対策についてであります。

要援護者登録につきましては、本人より登録を申し出た場合に受け付けております。言語等の問題もあり、登録者数が伸びない現状となっております。

今後、プロジェクトチームにおきまして、登録方法や救援支援方法につきまして、さらに研究をしてみたいと考えております。

以上で、終わります。

#### No.59 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.60 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは、インターネット対策について、6点についてお答えをしていきたいと思っております。

1点目でございますが、ネットいじめ対応アドバイザーの進捗状況ということですが、本市でも子どもがかかわったネットいじめなど、携帯電話やインターネットの問題を喫緊な課題ととらえております。

いわゆる学校裏サイトや個人情報の流出が懸念されるプロフ等を監視したり、問題が発生した際に適切に対応できる人材の配置につきましては、他の地域の状況等を参考にしながら、引き続き研究をしてみたいと考えております。

かわりまして2点目、リスク教育プログラムについてということですが、本市では昨年度より情報モラル教育を全学校で推進しております。

情報モラル教育では、携帯電話やインターネットの危険性、ネットのやみの部分の誘惑に負けないようにするにはどうしたらよいか。

それから、ネットいじめ等のネットに関する諸問題に出会ってしまったときに、どう対処したらよいかなどについて学習をしております。

3点目、インターネットのいじめ対策についてであります。

ネットにかかわる諸問題が起こった際には、学校へ相談していただくことを勧めております。学校では、学級担任、生徒指導担当係、情報教育担当係職員など、チームで解決に

向けて対応しております。

さらに必要であれば、教育委員会の指導主事や警察などが学校と連携して問題の解決に当たっております。

問題の解決の過程で、被害を受けた子どもの心のケアや、保護者への説明の際には、細心の配慮をしていただいております。

かわって4点目、小中学生のフィルタリングの徹底をということではありますが、フィルタリングの効果、方法について十分に理解されておられない保護者の方も多いと思います。

各学校で保護者に向けて、PTAの諸会合でネットの危険性などについて講演を行ったり、ネット問題にかかわる資料を配布したりして、携帯電話にフィルタリングをかけていただくよう啓発に努めてまいります。

5点目、不登校の温床とされる学校裏サイトを減らすために。

これにつきましては、各学校は生徒指導担当者を中心に、教育委員会と警察と連携をして、いわゆる学校裏サイトに誹謗中傷などの問題投稿があった場合には、管理者、いわゆる業者ですが、管理者のほうへ削除依頼を行っております。

個人情報流出が懸念されるプロフや映像についても同様であります。問題だと思われる事例を発見した際には、該当学校に児童生徒への指導を依頼しています。

インターネット上の掲示板への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった問題に対応するための、学校裏サイトのような掲示板を監視する体制については、その可否も含め、調査研究の必要があると考えております。

最後に6点目になりますが、情報発信者への責任の自覚教育についてということになります。

情報モラル教育では、インターネットや携帯電話で情報を発信する者としての心構えを養う教育プログラムを、先ほどご質問の2点目にありましたリスク教育プログラムとセットで実施をする必要があります。

悪質な情報を発信することは犯罪であり、そのような情報を発信した場合には、必ず発信者がだれであるか特定できることを、児童生徒に十分に理解させなければならないと考えております。

以上で終わります。

No.61 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.62 ○3番(三浦桂司議員)

安全・安心のまちづくりですが、教育委員会と総務防災課防災安全係にちょっと苦言を呈しておきます。

まず教育委員会ですが、栄中学校のデジタルテレビの盗難事件のとき、時系列的に言えば、当日の朝、学校の先生が登校してきて、ガラスが割られてテレビが盗まれているのを知った。先生は校長へ、校長は教育委員会へ、また警察へ連絡した。

教育委員会のほうは、市長、議長へは連絡した。問題は、総務防災課とか防災安全係へは連絡が遅れていた、そのときはしなかった。

市民生活部長が先ほど言われたように、危機管理対策本部創設についてということで、2回にわたって一般質問をいたしました。そのときは、何か大きな事件が起きれば、部長クラスを招集して危機管理対策本部をつくる。余り大きくなければ、危機管理対策要綱の中で関係部署に連絡すると、そういうことでした。

今回の事件では、この危機管理対策の要綱が機能していない。当時の担当部長は今の教育部長で、そのときの防災安全課の課長は市民生活部長で、この対応をしなかった。マニュアルが機能していない理由という何ですが、総務防災課のほうに連絡して、一時的な安全・安心メールであってもいいんですけども、メールで発信してもらうようにすべきではなかったのか。

お答えできますか、部長お願いします。

#### No.63 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.64 ○教育部長(竹原寿美雄君)

今の栄中学校のデジタルテレビの盗難の事件については、議員のほうから少しお話がありました。朝、学校側から教育委員会が通報を受けて、早速、現場状況を確認する必要があるということで、確認をする前に、まずもって市のトップである市長のところへご報告、それから議長へもご報告をさせていただきました。

管理要綱がどうこうということではありませんが、管理要綱の中では、盗難事件については担当部局で対応するというようなことがありますけれども、防災関係の部局につきましては、現状とそれから被害状況等をしっかり把握した上で報告をすることがいいという判断で、現場へ状況を見に行き、それから警察の現場検証に立ち会った上で、帰ってきた時点で総務防災課のほうへは状況をお知らせしております。

ですので、今おっしゃられるように、状況はわからないにしても一報を入れるということは重要だと思います。

今後、そうした案件に対しても、よりよい方法というか、あるべき姿、一報でも入れていくということが必要だというふうに思っております。

以上です。

**No.65 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.66 ○3番(三浦桂司議員)**

余りしつこくは言いたくありませんけれども、市民生活部長は当時防災安全課長で、危機管理の要綱をつくるということで随分議論いたしました。

今、教育部長が言われるように、それほどの事件性を感じていないという差は、これは各部局で違うと思いますけれども、少なくとも連絡が来なかったというのは、同じ庁舎にある部局でそれはちょっとまずいんじゃないか。

これは警察の問題ですけれども、テレビの盗難を知ったマスコミは既にもう栄中学校に取材に入っていた。しかし、担当の市民生活部長は事件のことは知らない、連絡が来ていないので当然ですよね。事件を知らずに、テレビとか新聞でその事件を知ったとなると、豊明市の安全・安心はどうなっているのか。

理論的に今、部長の言われるのはもっともなことだと思いますけれども、市民の方は、教育委員会のほうに連絡すればわかったかもしれませんが、総務防災課のほうに連絡すれば、「いや、そんなことは知りません」と言われたときに「いや、テレビでやっているよ」と、そういうことになってしまいますので、風通しをよくしていただきたい。

それを部長でも、教育長でもよろしいですけれども、市民生活部長はそのときどう感じてもらえますか、連絡が来なかったというのでちょっと気の毒な面はございますけれども、お願いいたします。

**No.67 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野市民生活部長。

**No.68 ○市民生活部長(平野 隆君)**

危機管理要綱上は縦系列、いわゆるトップへ即座に報告と同時に、今の総務防災課、その上である私のほうに連絡一報を、という取り決めがされておりますので、それを今後、遵守していただきたいということであります。

それから、総務防災課のほうの取り組みとしては、市民生活部の取り組みはその事件のレベルが1、即対策本部をつくらなければいかぬのは2という位置づけをしております。

例えば報告を受けて、それを市長の命によってすぐ警らに行けとかという指示が出ることもあるときには、一報がないと対応に困る。

それから、庁内全般のことで対応するときには、市民生活部のほうが中心になって会議の取り回し、本部の設置等々動きますので、そのレベルに応じた報告を、という考え方もありますけれども、少なくとも一報は入れていただきたいというのが本心でございます。

終わります。

#### No.69 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.70 ○3番(三浦桂司議員)

防災安全係のほうに対しても、情報を積極的に集めて速やかに公開していただきたいという要望をいたします。

どういう犯罪がどこでどうやって発生しているのか、各課と協力して速やかにこれからは発信していただきたいと思います。

先般、市役所と前後駅周辺で自動車荒らしが一晩で23件起きたという被害がありました。たまたま愛知署のほうからの連絡で、生安のほうから、たまたまであったのですけれども情報を知りましたが、防災安全係のほうには連絡はしていない。知らないから情報を流すことはできないと、そういうこともあります。

教育委員会や警察が情報を出してくれないからと、そういう面もあると思います。しかし、より積極的に愛知署などへ出向くなり、子どもの犯罪というのが多いので教育委員会とも、消防も同じです。

これも先月、阿野の地域で不審者情報が出まして、露出者が頻繁に出ました。パトネットあいちのほうから直接来ていますので、そういうのも一斉メールのほうでわからないと思います。

そういうのが来たら、また間接的でもいいので、そういうのが起きたら見た時点で登録しておいていただいて、また一斉メールのほうでも再び流していただきたいなと思います。これは要望ですので回答は要りません。

あいさつ運動ですけれども、けさも街頭指導があったのですけれども、我々議員も含めて、市の職員さんとか区長さんや民生委員さんなどに交通事故死ゼロの日の街頭指導、危険箇所に立っていただいているのですけれども、ただ帽子をかぶって、たすきをかけているだけだという声も一部にはありますので、そういうときにあいさつを交わしてもらえれば本当にいいなと思うんですけれども、壇上でも申しましたけれども、犯罪者はあいさつをされると、目と目が合うと極端に嫌うという傾向があるということを警察から聞いておりま

す。

安直な考えかもしれませんが、何人もの人からあいさつをされれば、この豊明市で犯罪、事件を起こすのはちゅうちょするのではないかなと、個人的には、そういうこつこつと積み重ねるしかないと思います。

出張や視察で豊明市に来られた方でも、元気にあいさつが返ってくれば、豊明市に対する好印象を持っていただけるのではないかと、このまちはしっかりあいさつが返ってくるまちなんだと、たかがあいさつですけれども、お金をかけずに心がけながら、あいさつ運動の先進地になる。

横断歩道の一たん停止でも、私は見ているのですけれども、市の職員の方でも、教員の方でも一たん停止でとまらずに、子どもが横断歩道で待っているのに、とまっていただけないという現状がありますので、もっとそういう運動を行うというのはどうですか。

どちらからでも結構です。

#### No.71 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.72 ○市民生活部長(平野 隆君)

先ほどもちょっと1番と2番について、1番については犯罪抑止の防犯という面、それから2番は交通安全という面でのあいさつということで、区分けしてお話したつもりです。

ゼロの日の街頭指導の中で、危険防止、事故防止という観点だと思いますけれども、そこに防犯のことを絡められるとちょっとつらいなというふうに思いますけれども、後段の質問の停止運動、これについてはちょっと対応が非常に難しいだろうと思います。

要は、停止していただくためには、それこそ免許の更新のときにいろいろ啓発していただくとか、そういった機関へのお願いということになろうかと思います。

市としてできるのは、先ほども言いましたように、目立つ格好で横断の意思表示をするというようなことを交通安全教室等々で署の方に説いてもらうということが一番だと思っております。

以上です。

#### No.73 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。



No.74 ○3番(三浦桂司議員)

今、市内ではパトロール団体とか、子どもの見守り隊とか、それらの団体が活躍されて、活動されております。

ふだんは各団体が地域ごとに個別的に点で活動しておりますので、それぞれ点を線につないで、問題点があれば、それぞれ地域地域で問題点が違うと思いますので、あっちの地域はこういう問題があるんだ、こっちの地域はそういう問題があるんだということで、問題を共有化するような、そういう意味で地域パトロールネットワーク会議等々という、仮称ですけれども、さっきちょっとわかりづらかったのですけれども、開催していただけるとらえてよろしいんですか。

No.75 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.76 ○市民生活部長(平野 隆君)

60 弱のボランティア団体の方が、それぞれいろいろな自主の活動をしていただいております。

その中で、いわゆるNPOさんを含めた、いろいろ率先的にやっけていただいている団体もありましょうし、地域のことだけ、あるいは子どもを見守るだけとか、いろいろ活動形態が違いますので、共有ということが必要で、団体で相談があれば協力していく。

具体的には、場所の共有、確保するとか、それからご案内の通知をするとか、そういった側面的な協力はさせていただくという意味で申し上げました。

終わります。

No.77 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.78 ○3番(三浦桂司議員)

太鼓の革の補修ですけれども、一気に直すのはお金がかかるということで、予算の範囲内で少しずつ直していくという回答でしたので、わかりました。

豊明市の財産ですので、よろしく願いいたします。

災害時要援護者名簿ですが、今年度中に要援護者名簿を作成する方針だという回答でしたが、壇上でも申しましたけれども、どう見てもこの人は介護が必要だと思っただけけれど

も手を上げないという人の対応についての回答が、ちょっといま一つわかりづらかったので、もう一回お願いいたします。

**No.79 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
神谷健康福祉部長。

**No.80 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

現在は手上げ方式ということで、要綱に基づき、同意者を対象にこの要援護者登録申請書を作成し、申し込みをいただいておりますので、特効薬的な方法はございませんので、この趣旨に賛同いただけるように、さらにPR活動に努めてまいりたいと考えております。  
以上です。

**No.81 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
三浦桂司議員。

**No.82 ○3番(三浦桂司議員)**

今、二村台が特に多いのですけれども、日本語が通じないという外国の方が結構おられます。ポルトガル語や英語は専門員の方がおられますけれども、ほかの言語を話される方に対するコミュニケーションのとり方が非常に難しいと言っておられます。

今後、外国人の要援護者も増えると思いますので、外国人の方の対策については、今プロジェクトチームを発足したと言われますので、登録方法などを研究するという方向で十分研究を重ねて対応するようにお願いいたします。

民生委員さんが対象家庭を訪問して要援護者名簿をつくる方式、同意方式、手上げ方式と言われますけれども、つくるのは民生委員さんですけれども、実際、災害発生時、一時的に実務、実際に救助するのは地域の方々だと思います。

地域といっても、沓掛とか阿野とか広範囲の区では区単位ではちょっと対処できませんので、町内会、もつといえは隣保班単位で向こう3軒両隣という協力が欠かせないと思うのですけれども、考えれば考えるほど、日ごろから隣近所のつき合いが大事で、区や町内会、班の重要性という視点において、まちづくり条例を提案した経緯もあります。

名簿づくりにおいて、取りまとめるのは区単位、町内会単位も必要ですけれども、もう少し砕いて隣保班単位という考えはお持ちではありませんか、方法だと思っておりますけれども、お聞かせください。

No.83 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.84 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、議員の申されるとおりであると思います。

確かに小さな単位というのは大変有効かと思しますので、ご提言を参考にして、それも含めましてプロジェクトチームで検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

No.85 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.86 ○3番(三浦桂司議員)

災害発生時、一時的には市役所を含めて、警察、消防、自衛隊などの救助は当てにできないという覚悟でおります。

一昨日の答弁にありましたけれども、多くの区長さん、町内会長さんは、単年度で変わられるところが結構多いということで、しかし、それぞれ見識のある方が区長さん、町内会長さんに選ばれてくると思いますので、個人情報が増えるということを恐れているとなかなか前に進みませんので、そこを恐れていると、この災害時要援護者名簿自体を作成することが困難になってきます。

そして、もしそれを保管するときに、でき上がった名簿をだれが開封するんだと、そういうときにも、これはもう町内会長さんを信用する以外、選択肢はないと思います。

今、社会に対する、社会というか、地域を包み込む共同体というものが崩壊しかけておりました、個人情報がすべて把握されて、プライバシーが守れなくなるという心配をされる方がおりますけれども、いい意味での村社会の復活、安全・安心のまちづくりに対してはこの部分がないと、これがカギであると思っております。

今後もプロジェクトチーム内において、個人情報保護法令などの法的な問題もしっかり研究していくことを言われましたので、そのような方向のそういう意見という要望を添えて、この質問は終わります。

ネットパトロールですけれども、いじめの対応アドバイザーですけれども、私の主観で言うと、豊明市の小中学校はネットいじめに対応できる体制になっていないというのが感

想です。

学校の先生は、生活指導主事の先生は、生活指導主事として連携して物事に取り組んでいて、問題の多様化とか、少人数学級などで児童生徒は減少しても先生の仕事は逆に増えていますので、警察の摘発が厳しくなってやみサイトとか見つからないとか、少なくなっていると感じるのは、これは大間違いのことで、やみに潜っているだけのことで、そういう仕組みになっています。

形を変えながら生き延びるというのは、「アンダーグラウンド化」と言うのですけれども、そういう現象が進んでいるのが今なんです。

先生は忙しくてIT時代に対応できないとしたら、対応できる人材をどうやって育成していくのか、学校、教育委員会で対応できない場合、だれがどこに依頼するのか。

その点、これは引きこもりとか、最悪の場合は自殺につながる場合も、その可能性を見逃す場合がありますので、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

#### No.87 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.88 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ネットいじめ対応アドバイザーの件であります。この件につきましては、お答えで継続して研究をしていくというふうにお答えしました。

これは、人材の確保というのが非常に難しいということを思っております。議員のご質問の中にありましたように、教師の方はこの問題に専門に対応していく時間がなかなかないと、そういうことがあります。

ですので、教師の方にこの人材を頼むということは難しいので、別の人材を確保しなければならないということがあるのかと思いますけれども、またこれにつきましても財政的な部分があります。

ですので、本市だけということではなくて、例えば広域的なエリアとして面倒を見ていただくような方を、人材として確保するというような考え方もあるのかなというふうに思います。

そういうことも含めて、今後研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

#### No.89 ○議長(矢野清實議員)

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.90 ○3番(三浦桂司議員)

文科省では、教員の生活指導の生徒指導提要进行を30年ぶりに抜本改定するというところで、新たに小学校も対象として、ネット社会での学校の問題、児童虐待、先ほど一色議員の言われました児童虐待の早期発見に教師が義務を負うという、ちょっと厳しいんですけども、そういうものを明記する。

フィルタリング等々、これは携帯ですけども、意見が分かれるかもしれませんが、中には本当にしっかりしている子どももおりますけれども、誘惑が目のあるところ、誘惑が目の前にあるところ、大人でも心情です。

誘惑に打ち勝つ教育というのもわかりますけれども、これだけ情報がはんらんすると我々でも判断できない場合がありますので、出会い系サイト、アダルトサイト、薬物の違法販売サイト、自殺サイトも本当にはんらんしていますので、こういう情報が子どもたちの目に触れないようにするには、やはり小中学生に対して、今の段階ではもっともっとフィルタリング強化を推進するしかないと思いますので、それはどういう対応と先ほど言われましたか、ちょっとすみません。

No.91 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.92 ○教育部長(竹原寿美雄君)

先ほどの答弁では、携帯電話にフィルタリングをかけていただくように啓発に努めてまいりますということですが、このフィルタリングにつきましては、ご承知だと思いますけれども、21年の4月に法律が施行されております。

そうした法律の中で、18歳未満の子にはフィルタリングをかけるように事業者に義務づけると、そういう法律になっておりますが、ただし保護者が同意すれば解除ができるというようなこともあります。

そういうことですので、学校として今一番重要だと思っておりますのは、そうしたサイトへ入っていく危険性というものを十分に知っていただく、これはご家庭の中で親と子がよくお話をさせていただいて理解をしていただくということが一番重要だと思います。

ですので、教育委員会としましては、そうした情報をPTAとか、そうした機会を通じまして情報をどんどん流していく、そういうことが重要だというふうに思います。

以上、終わります。

No.93 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.94 ○3番(三浦桂司議員)

時間がありませんので、答弁は要りません。

先月、沓掛中学校で行われました、NTTドコモの携帯安全教室の講習をちょっと聞かせていただきました。

もう少し突っ込んだ講習かなと思いましたが、民間の講習ですので、なかなかそこまではという部分もあります。

インターネットトラブルに対して、ネットいじめ対応マニュアルというのがありますけれども、やはり表面的なものであって、このネットいじめ等々が報じられるたびに残念に思うのは、携帯とかこの機械というのは、携帯電話とかパソコンというのは、インターネットというのは、募集性とか依存性というものがあるツールであると。

今回は携帯電話、パソコンの裏の部分についての質問でしたけれども、携帯やインターネットは今もう生活から切り離せないツールになっていますので、正しく使用すれば有効利用できます。

指導方法を模索していただくように要望して一般質問を終わります。

ありがとうございました。

#### No.95 ○議長(矢野清實議員)

これにて、3番 三浦桂司議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時9分休憩

午後1時15分再開

#### No.96 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

22番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.97 ○22番(前山美恵子議員)

では、議長の許可を得ましたので、壇上にて一般質問を行います。

まず1点目、核兵器廃絶に向けての積極的な行動を求めて質問します。

5年ごとに国連本部で開かれていた核不拡散条約(NPT)再検討会議が、5月28日には核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍縮撤廃に関する行動計画を盛り込ん

だ最終文書を全会一致で採択して閉幕しました。

最終文書は、核兵器保有国による廃絶への明確な約束を再確認し、核兵器のない世界に向けた前進の土台を築きました。

64項目にわたる行動計画では、加盟国が核兵器のない世界を達成するとの目標に完全に合致する政策をとると宣言しています。

このような最終文書に至った経緯には、核兵器に固執する勢力が孤立してきたということや、核軍拡競争を主導してきたアメリカが、核兵器のない世界を求める立場に転じてきたことが背景にあります。

オバマ大統領がプラハ演説で、核兵器を使用した唯一の国の道義的責任として、核兵器のない世界の平和と安全を追及すると宣言したことが、核廃絶に向けた交渉への国際政治の流れをつくり出したということは言うまでもありません。

今、NPT再検討会議の開催により、核兵器廃絶への気運が世界的に高まってきていると言えましょう。

そこで1点目の質問ですが、核兵器廃絶には、被爆国である日本が積極的な役割を果たしていくことが重要であると考えますが、市長はいかがお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

2点目は、核兵器のない平和な世界の実現に向け、世界の都市と都市が連帯する平和市長会議に加盟する自治体が増えてきました。

平和市長会議とは、原爆による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念のもと、都市と都市との緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島市、長崎市が中心になって1982年に設立され、1991年には国連NGOとして国連の経済社会理事会に登録された団体であります。

現在、加盟自治体は国内で712団体、そして6月には733団体、これは加入率42%であります。国外では143カ国、3,965都市が加盟をしています。

ところで、本市は平和都市宣言をしているのですから、核兵器廃絶の気運が高まっているこの時期に平和市長会議に加盟して、核廃絶への流れに加わってはいかがでしょうか、この点についてお答えを求めるものです。

3点目には、平和市長会議は2020年までに核兵器を廃絶するための道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を採択しましたが、全国で1,158の自治体、そして愛知県では26自治体が賛同署名をしております。

本市もこれに賛同署名し、核保有国に対して核兵器廃絶に向けての意思を伝えようではありませんか。この点について市長の見解を求めるものです。

2点目の質問に入ります。

国民健康保険税の低所得者対策について質問をします。

愛知県社会保障推進協議会が昨年行った調査によれば、国保税の滞納者は加入世帯

の21%にもなり、短期保険証の交付件数は6万3,000余にもなり、本市は発行していませんが、資格証明書の発行数は約3,900件と、年々増加しているそうであります。

また、雇用不安や勤労所得の減少などもあって、傷病があっても診療を受けない県民も増えており、最近では短期保険証の更新も受けずに、そのまま無保険の状態となるケースも生まれているそうであります。

また、今年の全国国民医連の調査では、国保税を滞納し、無保険状態だった人が受診を我慢し、手遅れで死亡したという事例が全国で37人もおり、死亡した方の職業で多い順から無職、非正規雇用、自営業者とされています。

このような状況を見ても、国民健康保険事業が社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的に定めているにもかかわらず、皆保険制度が崩壊しつつあることを物語っています。

そのため、本市の国民健康保険制度がそのようであってはならないと考え、また市民の健康を守るとりでになることを求めて質問をいたします。

1点目には、保険証についてであります。

通常、保険証は期限が来ると郵送されてきます。しかし、国保税滞納者には短期保険証を直接窓口で受け取ることになっていますが、受け取りに来ないと窓口にとめ置かれたままになってしまいます。

本市の場合の窓口とめ置き現状はどうなっているのか、お聞かせください。

また、会社を解雇されて社会保険を離脱した場合、国保に加入手続をすることになっていますが、そのままになって加入手続をされず、無保険状態になっている点について、この対応と解決策をお聞かせください。

2点目には、国保税を払いたくても払えないことと、所得税などが非課税であっても国保税は課税される仕組みであることから、滞納の大きな原因になっています。

滞納が長引けば短期保険証の対象となり、窓口に取りに来て納税相談をすることになるのですが、払えないのに納税相談に応じられない状態の人は、当然窓口から足が遠のくことも考えられます。

この件について、3月4日の国会で長妻大臣が「保険証の取り上げについて、払えるのに払わないということが本当に証明できた場合以外は、慎重に取り扱っていただきたいということをお願いしているところです」と答弁されました。

これは、我が党の小池参議院議員の質問に答えたものですが、この答弁の趣旨に忠実に従うなら、非課税となっている低所得者には通常の保険証を発行すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

3点目には、法定減免制度で現在は6割と4割減免制度を採用していますが、国の減免要件が撤廃をされ、応能、応益の比率に関係なく、7割、5割、2割減額できるようになりました。低所得者対策として有効と考えますが、見解をお聞かせください。

4点目として、国民健康保険事業年報によれば、市町村国保に対する支出金がこの10



年間で大きく削減をされ、1997年に27億円もあったものが、2010年度には県当初予算で1.7億円しか計上されていません。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を第一の課題と定めています。国と愛知県はその責務を果たしていません。県に対して支出金を増額するように要望すると同時に、国に対しても国庫支出金の増額を要望することを求めるものです。

3つ目の質問に入ります。

特定健診は病気の早期発見につながるよう見直しを求めて質問をします。

メタボリックシンドローム対策に特化した特定健診、保健指導が2008年に始まって3年目に入りました。

特定健診では、医療費抑制の目的のもと、国基準の検査項目が以前に比べて減ってしまい、それに絡んでどこの自治体も受診率が低迷しているそうであります。

しかしながら、我が党が現在行っているまちづくりアンケートで、医療、介護、福祉の分野で改善してほしい項目として、多くの要望が寄せられたのが、基本健診、がん検診の改善、充実でありました。

住民の健診に対する根強い期待は、疾病の早期発見、早期治療にあることは容易に察することができます。

そこで、現在の特定健診を住民が頼りにできる健診になるように、2点にわたり質問します。

1点目に、検査項目に心電図が抜けてしまっていることに不安を感じる住民が多く存在しています。

たまたま藤沢市の73歳の男性は、毎年健診を受診していましたが、特定健診になってから、それまで検査項目に入っていた心電図が外されてしまったため、たまたま自費で検査を受けたところ、初めて不整脈が発見され、そして今年、食後に突然意識不明に陥り、救急車で搬送されるということになったそうです。

高齢者になり70代になれば、60代と違い、1年1年体が違ってきますので、健診で毎年チェックする必要を痛感します。これは専門家の言葉です。

60代の人でも、心電図が受けられない心配を感じているとお声を聞きました。

そこで、検査項目に住民の要望が強い心電図を加えていただくことができないのでしょうか、お答えください。

2点目に、特定健診が対象としている年齢が40歳以上であり、本市は35歳からの市民も対象としているところですが、35歳以下であっても糖尿病などの予備軍が増えております。

また、アンケートでも20代でも受診させてほしいとの要望が届いております。

健診の機会がない住民を取り残さないように、市民の健康を考えて16歳以上から実施をしていただくことを求めるものです。

最後の質問です。子どもの最善の利益を保障できるような子どもの権利条例を求めて質

問をします。

子どもたちの笑顔は周りを明るくしてくれます。そんな子どもたちの頼もしい味方が子どもの権利条約です。その子どもの権利条約が国連で採択されて20年、日本が批准して15年がたちました。

子どもの権利条約が採択されてから、日本では私たち大人社会が今まで無意識にとってきた子どもに対する態度、姿勢について、根本から見直しが始まったということに注目をしなければなりません。

今まで子どものことはすべて大人が何とかしてあげなくてはとか、守ってあげなくてはという発想が強くて、そのことが往々にして子どもの自立を妨げてきたのではないのでしょうか。

またその反対に、子どもをめぐるさまざまな問題や事件で、親や教師などの責任が過度に問われることが多くなったり、プレッシャーがかかったりする時代になり、自分がこの子のことを何とかしなければという気持ちが大きくなり、追い詰められていくことにもなっております。

そんなときに、子どもにはみずからの権利を行使していく意思や力があること、それを信頼し、任せることの大切さ、そのような子ども観をメッセージとして子どもの権利条約は送り続けてきました。

子どもが人間として育つために、人間としての意思が尊重される権利があること、自由に遊ぶ権利、自分らしくいる権利などが大切であることを伝えており、この権利条約を子ども支援の市民活動やNPO活動など、市民グループが普及活動をし、日本の社会によい変化をもたらしつつあります。

そしてもう一つが、自治体による子ども支援の施策づくりであります。

最近では、条例をつくる自治体も増えてきました。また、杉並区や町田市、高浜市、茅野市など、子どもの居場所支援事業を展開しているところもあらわれてきました。

本市では、我が党が議会で何度も申し上げてきましたが、やっと後期の次世代育成支援地域行動計画に盛り込まれることになりました。

しかし、現在の子どもをめぐる深刻な問題が子どもたちに暗い影を落としています。ですから、既存の救済制度では救われないうちに、今、子ども支援の総合的施策の推進を図っていく必要に迫られていると思います。

本市では、子どもの権利条例について、調査研究の段階との答弁が12月議会でもありましたが、調査研究と並行して制定に向けての行動が求められます。

旺盛に議論をし、学習する機会が望まれており、教育現場で子どもとともに教師も学ぶ機会が必要であり、生涯学習の場で親や地域住民にも学ぶ機会が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

**No.98 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.99 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

それでは、1点目の質問の核兵器廃絶に向けての質問に回答をいたします。

2009年4月のプラハにおけるアメリカのオバマ大統領の演説では、全世界的な核実験の禁止の実現と、核保有国は軍縮へ進み、核兵器を保有しない国は今後も核兵器を入手せず、原子力エネルギーの平和利用を可能にするという内容の核不拡散条約の強化がうたわれています。

この演説によって、世界的に、あるいは日本でも核廃絶に向けた運動が盛り上がってきたことは承知しております。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、核兵器使用による戦争の悲惨な体験をした国民感情からは、核兵器の存在そのものが許せないのではないのでしょうか。

平和市長会議は、反核運動を促進する世界の自治体で構成される国際機構であります。市長が参加を表明すれば、その地方自治体は2020年までの核兵器廃絶を目指し、運動を推進することを約束していくこととなります。

愛知県内では、現在15市町が加盟しています。本市では、この平和市長会議への加盟とヒロシマ・ナガサキ議定書への賛同はいたしておりませんが、今後、この運動の趣旨などについてさらに検討して、方向性を決定してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

**No.100 ○議長(矢野清實議員)**

神谷健康福祉部長。

**No.101 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

それでは、健康福祉部より2点ご答弁を申し上げます。

まず、国民健康保険税の低所得者対策についてお答えをいたします。

1点目、保険証の窓口でのとめ置き現状と、社保離脱者で国保未加入者への対応につきましてお答えをいたします。

まず、保険証のうち、窓口でとめ置きと申しましょうか、短期保険証を取りにおみえにならない方が5月末現在で88世帯おみえであります。

次に、社会保険を離脱し、国保に加入手続をとっていない方につきましては、市民税の特別徴収から普通徴収への切りかえデータをもとに対象者を絞り込み、加入依頼のお手紙を送付しているところでございます。

2点目の非課税世帯は、短期保険証から通常の保険証へ変更というご質問でございますが、現在、短期保険証を発行しておりますのは、あくまでも保険税を納付していない方に納税相談にお越しいただきまして、分納等で少しでも保険税を納めていただくようお願いすることが目的でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3点目、軽減割合を7割、5割、2割へ変更を、についてお答えをいたします。

保険税の軽減につきましては、4分の3を国・県で手当てされ、4分の1を一般会計から国保特会へ繰り出しております。

6割、4割から7割、5割、2割に軽減割合を変更することにより、6割は7割に、4割は5割に、そして新たに2割の軽減が生まれます。その分、一般会計の負担分が増えるわけでございますが、隣接の市町では7割、5割、2割の軽減割合のところが多くなってきておりますので、市全体の財政状況を考慮しながら、軽減割合の変更については前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の国・県への補助金の増額の要望についてお答えをいたします。

国民健康保険の構造的な問題といたしまして、加入者の収入が少ない上に、高齢者を多く抱えることなどによる医療費の増大により、恒常的な財源不足に陥っております。

一般会計からの繰り入れにも限界があり、国・県による財政支援が必要不可欠になっております。市長会を通しての要望など、機会をとらえて国・県などに要望してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目のご質問、特定健診は病気の早期発見につながるように見直しを、についてお答えをいたします。

まず、検査項目に心電図検査の追加を、というご質問でございますが、特定健診は平成20年4月より国により実施が義務づけられました健康診断で、メタボリックシンドロームを対象に生活指導を行い、生活習慣病を予防することを目的に行われます。

検査項目は、国の定めた項目であります血圧、尿検査、血液検査などに、市独自のクレアチニン検査を加えた項目を行っております。

心電図検査につきましては、前年度の健診結果をもとに、医師の判断により実施をいたしております。

国は、心電図検査はメタボリックシンドロームのリスクの低い方は毎年受ける必要がないとのことで、特定健診の項目から詳細健診の項目にした経緯がございます。

必要な検査項目につきましては、国や医師会の見解、並びに近隣市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の特定健診を16歳から実施を、についてお答えをいたします。

特定健診は、法に基づきまして40歳から74歳までの国保加入者を対象に実施をいたしております。それとは別に、本市では35歳から39歳までの市民を対象にした35歳から39歳健診を行っております。

対象年齢の引き下げにつきましては、多額の費用負担が必要なため、大変難しいと現

在考えております。

答弁を終わります。

**No.102 ○議長(矢野清實議員)**

竹原教育部長。

**No.103 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

それでは、教育部からは、子どもの最善の利益を保障できるような子どもの権利条例を求めてであります。

子どもの権利を保障し、地域社会の支え合いの中で子どもが育っていくという仕組みづくりは、児童の権利に関する条約が求めているものであり、本市においてもこれらの環境整備を進めていく必要があると思います。

子ども条例の制定については、昨年12月議会の一般質問に対して、制定に向けて調査研究を進めていきたいとご答弁をさせていただきましたが、質問の中にありましたとおり、その後、本年3月に児童福祉課、市長部局のほうにおいて、豊明市次世代育成支援地域行動計画推進協議会の合意に基づきまして、豊明市次世代育成支援地域行動計画書、後期計画であります。本年4月から施行されております。

この計画の中には、子どもの視点に立ち、子どもの大切な権利を守るとともに、健やかな育ちを社会全体で支援する体制づくりを行うと明記されており、子ども条例などの制定に向けて、児童福祉課や生涯学習課、そのほか関係各課で検討をしていくこととなりました。

教育委員会としましても、この一員として協議に加わり、具体的方向に向けて考えて協議に加わっていきたいというふうに考えております。

また、子どもの権利の周知につきましては、現在行われている学校教育の場のみではなく、引き続き生涯学習の場としても、公民館講座、それから家庭教育学級や地域青少年健全育成事業などの中で勉強会を行っていきたいと考えております。

以上です。

**No.104 ○議長(矢野清實議員)**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

**No.105 ○22番(前山美恵子議員)**

では、再質問は、今の子どもの権利条約のほうからちょっと再質問をさせていただきます

す。

次世代の計画のところでは、実施に向けて22年から26年までの計画になっておりますけれども、5年間の間、これは条例を制定するのにかなりプロセスが長くかかるということで、どこでも時間をかけて、先ほど言われましたように学習とか勉強会を開いたり、それから専門家の方を呼んで意見を聞いたりとかで、かなり時間がかかります。

それで、26年までですけれども、取りかかりをいつごろから計画を立てていくのかということだけ、ちょっとお聞かせください。

#### No.106 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.107 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ご質問のこの策定の時期の取りかかりの時期でありますけれども、まだ具体的スケジュールの検討に入っておりませんのではつきり申し上げられませんが、この次世代育成支援地域行動計画は、今のお話のとおり、最終年度は26年度でありますので、26年度までには終了させられるようなスケジュールを、今後関係各課で協議をしていくことになると思います。

終わります。

#### No.108 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.109 ○22番(前山美恵子議員)

では、26年度までにはつくられるんですけれども、子どもはさまざまな今の深刻な問題を抱えておりますので、できるだけ早く取りかかりだけは、いろいろ勉強会、講座、そういうものの具体的な計画を立てていていただきたいと思います。

質問はちょっと後ろのほうからさせていただきますが、特定健診のほうですけれども、心電図の問題ですが、私も2年前ぐらいにもこの心電図とクレアチニンの質問をさせていただきました。

必要なものからということで、クレアチニンは追加をしていただいたのですが、少しずつ徐々に充実をさせていかないと、病気の早期発見、早期治療につながっていかないわけですから、ちょっと今回は心電図を入れさせていただきます。

先ほど壇上で申し上げましたけれども、心電図は詳細健診ですね。高血圧とか脂質異常とか、それから高血糖、肥満、この4項目が全部異常でないと受けさせていただけないということで、だから例えば前年の健診が一つだけ、例えば心電図のところでは要指導というふうになっても、これはもう詳細健診では受けられないわけですよ。

これがずっと続いていったら、これが何年も毎年毎年受けられないわけですから、その点では、年をとってくるとだんだん体が弱くなって、こういう異常、心臓に異常があっても発見される率が、発見されることがないということなんですけれども、そういうことがあってはならないということで質問したのです。

国や医師会と検討をしていただいて、市町村の動向を見ていくというお話ですが、ちょっと近隣のところをお聞きしたのですが、一番最初に特定健診が発効したときは、ほとんどのところが心電図は外しておりました。

これで3年目に入ったわけですが、やはり心電図を外すことが大変問題ではないかということで、少しずつ何らかの形で心電図を入れてくるところが増えてきているんですね。

この近隣というと日進市、東郷町なんですが、ここはもう豊明市と一緒に心電図は入れていません。そうじゃないですか。

もう少し幅を広げて聞いてみますと、長久手市は基本健診は初めからやっておりますので、これは問題ないのですが、知多市とか高浜市なんかですと、もう集団健診については心電図を入れていこうという形が出てきた。知多市ですかね、どこだったかな、今年からなので、ちょっとその調査結果が出ていないということですが、全員に受けさせる、そういうことが必要じゃないかということが出てきた。

それから、瀬戸市と尾張旭市が、これは今4項目合致した者しか受けられないということでは、ちょっとこれは見逃すだろうということで、BMIが25以上、腹囲が男性は85、女性は90以上、これになったときに、これが当年度でこういう傾向が見られたら、対象者にする必要があるのではないかということが、医師会でこれは決定をしたので、そういうふうになっているということ。

そういう方向で、心電図についてはちょっと変化が出てきているのですけれども、そういうことを踏まえると、豊明市でやはりそういうことは考えていってもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう、再質問をお願いします。

#### No.110 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.111 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、議員が申されましたとおり、県下の市町で心電図検査を追加するところとか、その心

電図検査の基準緩和をしているところがございます。

ただ現在は、県下 60 くらいの団体のうち、11 市町で心電図検査を実施しているということで、今後の他市町の動向も注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

#### No.112 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.113 ○22番(前山美恵子議員)

ちょっといろいろ答弁の仕方によってとりようが、どういうふうにとったらいいのか、検討するというのは前向きなのか後ろ向きなのか、ちょっとわかりかねるものですから、再度もう一回お尋ねしますが、先ほど壇上で事例を挙げましたように、年齢が高くなると、そして 70 代になると 1 年 1 年、これは体力が衰えてくるから心臓も衰えてくるということで、これについては、やはりメタボ健診というのは不整脈とか狭心症の発見率は激減をするというふうに専門家でもこれは申しているんです。

だから、そういうところでは少しずつそういうことを注目して、検査項目として入れてくるのだろうと思うんですけれども、例えば全員が全員受けていただくには、財政的な問題も多分お考えだろうと思うんですけれども、今の瀬戸市とか尾張旭市方式とか、それともちょっと高齢者、せめて今言っているように 70 代以上から受けていただくとか、それから高浜市ですと毎年毎年受けていただかなくても、せめて 2 年に 1 回くらいは受けてもらえばいいんじゃないかということも言っていらっしゃるので、そういう方法もあるかと思うんですが、なるべく 1 回は何らかの形で、自分の心臓が正常であるかということを確認められるような機会がつかれないのでしょうか、もう一回お聞かせください。

#### No.114 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.115 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員が申されましたとおり、その検査等で要指導とか要精検になられた方は、とりあえずご自分で自主的に受けていただくということも大切かと思いますが、やはり心電図検査を全員の方に受けていただくには、やはり財源的な問題もございまして、よくお聞きするのですが、毎年心電図検査を受けて、それで異常がなしということで「1 年間安心して暮らせませう」というお話をよく聞くのですが、やはりそれはあくまでも検査が必要な人が必要な検査



を受けて、その結果、正常であったということで1年間安心していただくというのが本来だと思いますので、この検査項目につきましては、国のほうでも必要な方だけで、特に問題がない、ハイリスクの方だけでいいというふうな見解も出ておりますものですから、全員一律受けるということではなくて、今、議員が言われたように一定の検査の必要な方を見きわめまして、それで検査を受けていただけるような機会を設けていけたらなというふうに考えております。

以上です。

#### No.116 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.117 ○22番(前山美恵子議員)

また今度プッシュすれば実現ができそうな答えかなというふうにちょっと理解をしましたが、特定健診の2項目目の20代の方でも受けられる機会をとということで、実は私のちょっと相談に乗っている方なんかでも、34歳の方ですが、糖尿病で目の網膜に異常が出てくるんですかね、もう3回、4回と入退院を繰り返しているんですね。

それは一例だけではなくて、まだほかにもやはり、これは目ではなくて、ほかのほうに糖尿病の症状が出てきたということで、やはり入退院を繰り返しているという話を聞いて、やはり30代の方でも、今、食事が洋食、そしてカロリーが高い、そういう食事になってきている関係から、糖尿病の方がたくさん見られますけれども、やはりこのメタボ健診が40歳以下は除外をしているというところに、これは問題があると思うんです。

そういう機会の人、それから特に解雇をされた人たちなんか、これは本当に自費で受ける機会はないわけですので、こういう人たち、国保の対象者の人は、特にこれは受けさせてほしいなというふうに思うのですが、愛知県内を見ましたら、これはもう10代から健診をやっているところがほとんどですね。

豊橋市、甚目寺町が30歳と35歳で、これは一番悪い例ですが、35歳から39歳までやっているのは、豊明市を含めて4市だけで、あとは20歳から健診の機会があったりとか、それから15歳から健診の機会をつくったりとかしているのが市町ではほとんどだと思うんです。

これはお調べだと思うんですけれども、何らかの機会を、1年に1回ですので低料金でも、こういう健診の機会は本当にできないものでしょうか、ちょっとお答えください。

#### No.118 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.119 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

先ほどもご答弁申し上げましたが、35歳未満の方の健診につきましては、多額の費用が要るということで、国保財源で行うにしても国保は赤字基調でございますし、一般財源で行うにしても一般財源のほうも大変厳しい状況でございますので、ちょっと現在では難しいかと考えております。

終わります。

**No.120 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

**No.121 ○22番(前山美恵子議員)**

一般財源が厳しいということは私も重々よくわかっておりますが、病気の早期発見、早期治療というのがかえって、先ほど言いましたように糖尿病を悪くして入退院を繰り返していますと、一回一回がもう最高限度額を超えるくらいの入院費なんですね。

結局悪くすると、最終的にぎりぎりのところで、こうやって入退院を繰り返せば医療費がかかるということで、これが国保にはね返ってくるということでは、医療費を無料にしているところほど、やはり給付費が抑制をされているという、こういう実例があるわけですから、そのことを考えれば、長い目で、やはり医療の関係は長い目で見ていかないといけないと思うのですけれども、そういう観点でこれは考えてはいかががでしょう、そういう考える余地はありませんか。

**No.122 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.123 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

議員の申されることもそのとおりかと思いますが、20年度から始まりましたこの特定健診が生活習慣病予防のための、病気予防のための健診でございますので、そういった特定健診の率を上げて、将来的な医療費の増大を防ぐような方向でやってまいりたいと考えております。

以上です。

No.124 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.125 ○22番(前山美恵子議員)

財政が厳しいのは、まず一つは学校の耐震補強が済まないことには、絶対にそこだけは狂わすことができないということで、ここを最優先にしているものですから、それは来年で一応学校の耐震補強については終わるといふ計画がされておりますので、例えば長期的にといふか、考えるなら、それが終わったころには住民の健康の問題、こういうのが拡充できるかと思うのですけれども、その時点に立ったらちょっと考えていただけるのかどうか、後でお答えください。

国民健康保険の関係に移らせていただきます。

保険証が窓口とめ置きになっているというのが 88 件で、その中に、社会保険を離脱して国保に移行した人が申請に来なくて、一応特徴から普徴に変わったことから呼びかけの手紙を出していると。

けれども、取りにいらっしゃらないから、そのままとめ置きになっているということがあるかと思うのですけれども、これは一応国保の資格がある、申請は来ないけれども、国保の資格はあるということですよ。皆保険制度ですので、離れたら、その住所に住んでいる人は国保に加入といふか、国保の権利を受ける資格がある人なんですよ。

そういう場合に、やはり一つは、そのままとめ置きになっているから、これを放置したことによって、先ほど事例を挙げましたように、無保険の状態では医者にかかれなくて、行く行くは病気を悪化させて亡くなってしまふという事例が、全国で今起きているわけですよ。

社会保険を離脱して国保のほうへ来るといっても、昔は退職をされますと退職金がありましたので、それによって国保税は払うことができるのですが、今はそれこそ派遣労働者、非正規雇用の人たちですので、退職金はおろか、ほとんど裸同然で追い出される人たちが結局保険がないという状況が今生まれているわけですが、そういう人たちにもまず保険証はちゃんと渡さないといけないと思うのですが、窓口で申請に来ると、「納税してくださいよ」ということになるわけです。

その納税、国保税がこれは高いということがわかっていますので、払えない、こういう状態の人がとても窓口に行けないという状況が出てくるのではないかなというふうにするのですが、まずその 88 件の中で、会社をやめられて社会保険を離脱した人に対して、きっちりとまず取りに来ていただくように、手紙だけでなく、まずそのやめられた方の実態を調査して、ちゃんと渡すような方法を考え、今はそういう対策は打たれていないのでしょうか。

それから、もし打たれていないのであれば、そういう方法も考えるべきではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょう。

**No.126 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.127 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

現在は、短期保険証につきましては、文書で取りに来ていただけるようお願いをしているわけですが、短期保険証を取りにみえない方も、国保の被保険者としての資格がございますので、取りに来ていただければいつでもお渡しできますし、いつでも医者にかかっただけですし、万が一、医者窓口へ行って短期保険証がない場合でも、医者のほうから資格確認が役所へ来れば、当然「国保の被保険者としての資格があります」ということをお話しさせていただきますので、医者では医療を受けていただけるという状況でございます。

ただ、短期保険証は、あくまでも市役所へ来ていただきまして納税相談を受けていただきまして、少しでも保険税を納めていただくというのが、この趣旨でございますので、取りに来ていただけるようお待ちしている状況でございます。

終わります。

**No.128 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

**No.129 ○22番(前山美恵子議員)**

では、会社をやめられて社会保険を離脱した人については、保険証を持っていなくても、医療機関で受けられた場合、そういうふうで連絡をとってやっていただけるということで、渡るということは確かなんですけれども、一つは、これは2番目の項目と重なるのですけれども、国保税が本当に高いですね。

収入がなくても国保税だけは発生をするわけですので、窓口に来ていただくことが、なかなか窓口に来づらい、行きづらいという方が、今言われましたように少しでも払っていただきたいということで、担当のほうは滞納をしている分と、これから発生する国保税、これを払うという約束をしないと保険証はいただけないということになるのでしょうか。

例えば払えないから、それでも払えないから、保険証は今必要だからということで、保険

証をいただけるのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

**No.130 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.131 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

納税相談を受けていただきまして、たとえ 1,000 円でも、500 円でもということで納めていただければもちろんお渡しいたしますし、そもそも短期保険証の方も国保の被保険者としての資格がございますので、いつでも医療を受けていただける状況でございます。

以上です。

**No.132 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

**No.133 ○22番(前山美恵子議員)**

実際に窓口で、私もおつき合いしてお話をするんですが、滞納している場合に、「いや、5,000 円くらいしか払えないんですよ」と言うと、「いや、もうちょっと払えませんかね」というお話になるんですよ。

で、非常に行きづらいというか、私も、解雇されてもうこの1年半くらい職につけないという人が、今ハローワークから支援金を月 10 万円もらって、やっとこさ生活をしている人の話をちよくちよくしているのですけれども、納税相談に来てほしいというふうに言われているけれども、生活がいっぱいいっぱいでそれが出せないという状況がある。

そういう今本当に困っている人というのは、1,000 円、500 円というのをどこから捻出するかということが大変なんですね。

一応この資格があって、これは行政手続法では、保険税の支払いや納付約束ができないことを理由にした不利な取り扱いはできないということになっているものですから、本当に払えない人についてはそういう対応をしていただきたいと思うんです。

で、安心して医療が受けられるような、そういう対策は必要ではないかなというふうに思います。

2番目のほうともこれも重なるんですけれども、豊明市の通常の保険証を発行していただけないということなんです、総所得金額がゼロの方、収入は大体年収 65 万円くらい以下の人たちの家庭が、これは 16 年のときのデータですから、もっと増えていると思うんで

すけれども、豊明市では 2,005 世帯あります。

それで、それがこの方ですと年収 65 万円で、それでも国保税は6割軽減になりますので、1万 6,000 円ぐらい払うということになるのですけれども、こういうもう本当に所得と兼ね合わせて国保税が払えないという、そういうことが発生をしてくるものだから、板橋区の場合ですと、こういうケースの場合について、法定減免で受けている低所得者世帯は生活保護と同じような生活を強いられていることもあるので、通常の保険証を発行したいというふうで、これは板橋区はこういう対応をされております。

それで、本市の場合、これは短期保険証だということなんですけれども、こういう人たちも納税相談を受けて、「せめて 500 円でも出してください」ということで対応することになるのか、先ほどの行政手続法にあわせれば、とても払えないので、「本来なら通常の保険証を発行したいんだけど、ちょっと無理なら短期保険証は無条件で出しましょう」というふうにはならないのでしょうか。

#### No.134 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.135 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、前山議員が申されましたとおり、ただ、市民税が非課税の人は所得ゼロでございますが、所得ゼロの人イコール収入ゼロの方ではございませんので、例えば給与収入でございますと、98 万円以下の方は市民税が非課税になります。

ということで、そういった市民税が非課税の方につきましても、少しでも納めていただきたいということで、ただし、当然国保税の所得割はゼロでございますので、あと均等割、世帯割が6割軽減がかかっておりますので、今、前山議員が申されましたとおり、月 1,500～1,600 円になりますので、さらに納税相談を受けていただいて、それにつきまして分納等で少しでも納めていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

#### No.136 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.137 ○22番(前山美恵子議員)

では、やはり窓口で大変窮屈にならないようにご配慮をお願いしたいと思います。十分

に相談に乗っていただきたいと思います。

7割、5割、2割が前向きに検討ということで、先ほど言いましたように6割軽減ですと1万6,000円ぐらいなんですけど、これですと1万2,000円ぐらいになるかなというふうに思うのですが、少しでもこれは前進できればと思うのですが、これの実施をされる時期は今年度中にやっていただけるのでしょうか、この点についてお聞かせください。

#### No.138 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.139 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほどの答弁の中でも申し上げましたのですが、7割、5割、2割にいたしますと、市の持ち出しがあくまで4分の1増えてまいりますので、それを一般会計からの繰り入れということで法定で決まっておりますものですから、全体の財政状況を見ながらということでお話し申し上げましたのですが、例えば現在、国保の課税限度額ですが、法定限度額よりも8万円も低くなってまいりますので、国保税の課税限度額を少しでも法定限度額に近づけるようなことも検討しながら、あわせて7割、5割、2割の導入も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### No.140 ○議長(矢野清實議員)

前山議員にお願いします。

残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.141 ○22番(前山美恵子議員)

核兵器廃絶に向けてのほうに入ってまいりますが、ずっと加入をしないというわけではなくて、今後、趣旨を考えながら検討していくということだというふうにちょっととらえましたけれども、平和市長会議、広島市の秋葉市長は多分被爆者だったと思うんですけども、いつも毎年平和宣言をされている中で、平和市長会議に参加して、その核兵器を持っている、それから増やしていく、そういう国を包囲しようというふうで、毎年平和宣言ではそういうふうには言っています。

ここの中で、平成17年からしか私はちょっととっていないんですが、平成17年には1,080自治体だったのですが、今年の現在のところで3,965と、本当の目標は今年は5,000にし

たいというようなことだったのですが、被爆者の人たちがこの間かなり運動をしてきて、戦後、本当に核兵器というか、核爆弾、核兵器を使った戦争は一度もない、これは被爆者の人たちの運動だというふうに言われております。

やはりそういうことを考えると、その被爆者の人たちだけに任せているのではなくて、積極的に我々市民も参加をしてほしいというのが、この平和市長会議だと思うのですが、千葉県佐倉市長が、「私たちの世代は原爆が悲惨な結果をもたらしたということが漠然とわかっていたんだけど、現場というか、長崎へ行って見て、本当に被爆の悲惨さを写真で見てきて、これは大変だと。こんなひどいもの、核兵器をつくらせてはならないから、廃絶に向けて行動を起こすべきだ」というふうで呼びかけをして、昨年平和市長会議に加盟をしたということです。

やはりこういう現実を見て、これは今、市長さんは1期目でして、相羽市長と同じで今度選挙を受けるのですが、そういうことを考えると早いところ、やはり今は無理なら、この8月を越えたらちょっと考えてみるとか、そういうところでは、考えているよりはもう少し早くはできないでしょうか。

#### No.142 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

#### No.143 ○市長(相羽英勝君)

前山議員のほうから、この平和市長会議、あるいはヒロシマ・ナガサキ議定書の問題、それぞれございますけれども、この平和市長会議については、全国の市長会ではこれは賛同しているわけでありまして。

むしろ、このヒロシマ・ナガサキ議定書ということになりますと、これは唯一の被爆国の日本の被爆地でありますので、こういうことについては私は積極的に取り組んでいくべきだというふうに思っております。

したがって、国際関係のことについては全国組織でやっていくべきではないかという考え方が、この平和市長会議の考え方でございますので、あえて私が申し上げるのは、ヒロシマ・ナガサキ議定書については取り組んでいく、こういうふうにしたいたいというふうに思っております。

以上です。

#### No.144 ○議長(矢野清實議員)

前山議員に申し上げます。

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

再質問がありましたら、挙手を願います。



前山美恵子議員。

No.145 ○22番(前山美恵子議員)

ヒロシマ・ナガサキ議定書は、2020年までに核廃絶に向けてのいろいろなプロセスとか、カリキュラムを含めて行動していこうという内容ですので、ぜひとも早いところ、積極的に取り組んでいくということですので、賛同署名をしていただきたいと思います。

それから、平和市長会議については、全国市長会で、全国でというふうでも、ここの中に愛知県はそれぞれ個別ではまだ15になっているんですね。

ですから、全国市長会で取り組むべきだということであっても、個々にも呼びかけをしているものですから、豊明市では、議会ではこの決議をしているものですから、ぜひとも加盟をしていただくことを考えていただくようお願いいたします。

No.146 ○議長(矢野清實議員)

これにて、22番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

No.147 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.148 ○2番(近藤郁子議員)

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

昨年夏の国政選挙以来、政治に対しての国民の意識が大きく変わってまいりました。

最近では、総理大臣が新任されることを、そして内閣が新しく組閣されることを、マスメディアが国民に感想を聞く場面を見るにつけ、いつからこのような場面が違和感なく見られるようになったのかと、時代の流れを感じています。

そして、それは国政だけでなく、県政、市政の地方行政に対しても同様です。

政治のことは雲の上のことでなく、自分たちのことだという意識が多くの国民に、そして市民にあらわれてきています。

豊明市でも市民協働課があり、例えばおまつりのような事業は市民の手に渡されようとしていますし、スクールボランティアのようなボランティア活動も活発に行われています。

市民の意識が変わる中、いまだに市民から「夕張市にならないか」という心配の声をい

たきます。夕張市という名前が、破綻することがないと信じられてきた、もう死語になってしまったでしょうか、親方日の丸であるはずの市役所が破綻したことで、破綻の代名詞になり、最近では財政が苦しいこと、行き詰まった行政の代名詞になろうとしています、豊明市も夕張市かとの言葉からは、市政の内容が市民にうまく届いていないため、その代名詞が使われているのだということもわかります。

市民が住んでよかったと思えるように、今後、豊明市が活性化するためには市民の協力が不可欠であり、その協力は理解の上に成り立つこと、その理解は周知されることから始まることを当局にも理解していただき、それに努めていただきたいと思います。

では初めに、ひまわりバスの地下鉄徳重駅乗り入れについて伺います。

3月議会の一般質問でも、地下鉄誘致期成同盟会の解散と、それにあわせて誘致運動が縮小されたことについて、どのように市民に周知するのか。

また今後、地下鉄駅までのアクセスについても質問したばかりですが、市民からはいまだに今後の地下鉄延伸の予定について質問されることも多々あります。

目と鼻の先にでき上がろうとしている地下鉄駅、徳重駅を見るにつけ、長年市を挙げて誘致してきたのですから、市民にとって見通しが明るくないことはとても残念なことであります。

それならば、徳重駅を利用しやすくできないものかという声を頻繁に聞くようになり、再度質問をいたします。

豊明市民の足としてなくてはならないひまわりバスの活用について伺います。

新しく購入するひまわりバスは、ルートも新しくなろうとしています。交通弱者の足としてより細やかな配慮がされることと思いますが、徳重駅までの乗り入れができるように考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

続いて、青少年健全育成について伺います。

この問題については、あの手この手と目先を変えながら、何回か質問をさせていただいてまいりました。

青少年を取り巻く環境は、午前中のインターネット対策の問題についてを始め、我々大人が想像する以上に、いえ想像できないくらい変化しているのはだれしも感じているところです。

豊明市の子どもたちが健全に育つことに、豊明市の未来がかかっていると言っても過言ではないと思います。

子どもたちが健全に育成されることを願い、豊明市には、いえ豊明市にも青少年健全育成推進委員会が各区に組織されており、ご尽力くださる市民の皆さんがいらっしゃいますが、子どもの教育のプロフェッショナルである学校とは、所管も同じ教育委員会にあるにもかかわらず、連携がとれていないことが残念でなりません。

各行政区の青少年健全育成推進委員会の新年度が始まり、また新しい委員長さんを筆頭に、子どもたちの現状を手探りの状況の中、1年が始まろうとしているのを見て、再度質

問させていただきます。

教育委員会として、今後どのように青少年健全育成推進委員会を推進していく予定でしょうか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

最後に、財源不足の中の市民サービスについて伺います。

3月議会で条例化された「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」の中に、市民が地域社会活動を推進するための物品等の提供を盛り込むことができました。

地域活動、そして市民活動に対しての市長、そして当局のご理解をいただけるものと感謝するものであります。

とはいえ、財源が乏しく、これからの豊明市は、ハード面でなくソフト面で充実させる以外には、豊明市民でよかった、住んでよかった豊明市と思う方法はないと思います。

昨今、個性を発揮して活性化している地方自治体が増えています。B級グルメでまちおこしに成功したまち、高齢者が働き手になった彩り産業、放課後の学校に民間の学習塾を取り入れたり、運動場の芝生化が大きな反響を呼んだのも最近のことです。

行政が主体となっているものばかりでなく、市民主体でなくては本当のまちおこしはできないのですが、行政のバックアップなくしてはなせるものではありません。

豊明市がどのような個性を発揮していくかは、市民に対してどのようにリーダーシップをとっていけるか、コーディネートしていけるかにもかかっており、それも行政サービスの一つになると思いますが、市として、今後の市民サービスについてはどのように考えているのかを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.149 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.150 ○経済建設部長(三治金行君)

ひまわりバスの地下鉄徳重駅乗り入れについてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

平成21年3月に豊明市地域公共交通会議を設置いたしまして、現在、平成22年10月1日目標に、運行路線及びダイヤ改正について協議をしております。

公共巡回バスは交通空白地域の解消、高齢者、子どもたちなどの交通弱者の社会参加促進、公共施設の利便性の向上を目的として検討を進めているところでございます。

名古屋市地下鉄徳重駅までの開通は、来年の4月1日予定と聞いておりますが、ひまわりバスの新しい運行路線の検討の中には、徳重駅への乗り入れは現在は計画されてお

りません。

ひまわりバスを藤田保健衛生大学病院停留所から徳重駅まで乗り入れる場合、往復で50分程度を要すると思われますし、山新田地区からの乗り入れも同様の時間が要すると思われます。

2台のバスで、限られた時間の中で徳重駅までの乗り入れに時間を使うのか、また交通空白地域の解消などに時間を使うのかは、開通後の課題と考えております。

また現在、名古屋市交通局バスは、藤田保健衛生大学病院から徳重を經由いたしまして、地下鉄原、緑車庫行きが午前10時から午後6時の間に時間4便から6便運行されております。地下鉄開通後にはバス路線の大幅な改正が予想されます。名古屋市の交通局の改正も見きわめてまいりたいと考えております。

名鉄バスにおいても、地下鉄開通に向けて、前後駅から藤田保健衛生大学病院経由で徳重駅までの路線を検討中であると聞いております。

今後は、徳重駅への乗り入れを強く要望してまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.151 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.152 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部からは、青少年健全育成についてご答弁を申し上げます。

地区青少年健全育成推進委員会は現在27区にございますが、地区委員会より代表が出席する連絡会において、その年度の共通テーマを協議、確認した中で、それぞれ自主的に地区に合った事業を計画し、活動を展開していただいております。

平成22年度事業の共通テーマは、「家庭・地域・学校との連携強化」と題し、学校との相互理解を強調し、子どもの健全育成活動を展開するとしております。

これを受けて、各地区推進委員会では、スポーツ大会や文化祭、清掃活動など、各地区ごとに工夫を凝らして事業の実施をしていただいているところであります。

この各地区推進委員会の活動に際して、学校との連携がとれていないというようなご指摘でございますが、連絡会の議題の中でも、いかに学校との連携を密にしていくかが話題の一つとなっております。

その中で、地区役員が学校を訪れたり、学校のネットワーク会議に参加したりするなどして、積極的に学校との交流を図っているというようなご報告もいただいております。

今後、こうした地区役員の積極的な活動を支援するため、学校にさらなる事業の協力を求めていくとともに、青少年健全育成活動の重要性を地域、学校、家庭がともに共有できるような施策について、地区推進委員会に提案し、協議をしていきたいと考えております。

以上、終わります。

**No.153 ○議長(矢野清實議員)**

宮田行政経営部長。

**No.154 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

それでは、3点目の質問の財源不足の中の市民サービスについてお答えをしていきます。

先の3月議会で市議会の皆様のほうからの提案によって、協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例が可決されました。市では、同条例の趣旨にのっとり、備品や公用車の貸し出しを始めたところでもあります。

また現在、市内の公共施設の利用率を調査し、低利用の施設についての有効活用も庁内のプロジェクトチームで検討し、市民の皆さんに活用していただけるように、順次準備を進めているところでございます。

こうした試みは、第4次総合計画の基本理念であります「協働で創るしあわせ社会」を実現していくため、市民の皆さんがまちづくりの中心になり、生き生きと暮らせるまちになるための重要な施策であると考えています。

厳しい財政状況や、少子高齢化の急速な進行、地域主権の推進など、社会環境は大きく変化しております。市民ニーズが多様化し、行政だけでは一人ひとりが満足できるサービスを提供することは、非常に難しい時代になってきたと思います。

市民や地域、市民団体が自主的にそれぞれの課題が解決できるように、今後とも引き続き地域活動及び市民活動に必要な支援を実施し、市民が主人公となる協働社会の構築に努めていきたいと考えます。

また、市の把握していますさまざまな情報の提供につきましても、市民活動の充実には欠かせないものであるため、広報紙やホームページなど、さまざまなメディアを活用して充実に努めるとともに、インターネットを活用した広聴制度の充実や、地域懇談会の拡充にも取り組んでいきたいと考えております。

こうしたことが地域コミュニティの醸成につながり、協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例の目指すまちづくりを進めていくことにつながるかと思います。

以上で終わります。

**No.155 ○議長(矢野清實議員)**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.156 ○2番(近藤郁子議員)

まず初めに、ひまわりバスの地下鉄徳重駅乗り入れについて、再質問をさせていただきます。

3月に引き続き、もう一度質問をさせていただいた理由の一つに、実は先日、会派の先輩議員が名古屋市緑区選出の市会議員と話をし、会談することがございまして、そのときに、「ぜひともひまわりバスの乗り入れをしたらどうだ」というようなお話をいただいてまいりました。

市バスが豊明市に乗り入れることは、藤田保健衛生大学病院まではもう来ておりますのであれですが、それ以外はとても困難なことになるのではということです。

ひまわりバスだと何の問題もなく、「歓迎したいぐらいだ」というようなお話しもいただき、その後、名古屋市交通局の幹部のほうにも感触を聞いていただいたところ、「ぜひ乗り入れをしたらどうだ」と、その際に「東郷町の循環バスも乗り入れてくれるとよいのだけれども」というような話がございまして。東郷町のほうも徳重駅まで乗り入れをしてはどうだという話にもなっているそうです。

地下鉄が来ないということが、豊明市民にとってとても残念なことだということをもう一度考えていただきたい。

そして、ここ何年かかるかわかりませんが、名古屋岡崎線が開通したときのことも踏まえて、最初は回数が少なくとも乗り入れをするようなことを今後考える余地はないでしょうか。

No.157 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.158 ○経済建設部長(三冶金行君)

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、地域公共交通会議のほうで10月1日改正ということで、運行路線とダイヤについては検討しているところでございます。

お答えさせていただいたとおり、徳重駅には計画は現在されておりませんが、今後の見通しの中で徳重駅の乗り入れが決定される、そういうときには、当然駅前広場への乗り入れ、また停留所の予定地の検討が必要というふうを考えております。

それから、将来、名古屋岡崎線が開通というふうなお話がございます。確かに山新田から非常に近い距離になるということでございますので、そういう時期が来たら、当然ひまわりバスの乗り入れについては研究していくということになるかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

終わります。

No.159 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
近藤郁子議員。

No.160 ○2番(近藤郁子議員)

先ほど申し上げました名古屋岡崎線は、この先何年かかるかわからないといったところのことなのですが、徳重駅の開通は来年の4月になっています。  
すごく開発された徳重駅が、もしかしたら山田、山新田からのぞけば見えるんじゃないかと思うくらい、すごく開発されておりまして、豊明市民は指をくわえて見ている状態にあらうかと思えます。  
ですから、何とか4月に間に合わせて、この機会を逃すと今後はなかなか難しいものにならうかとも思いますので、何とか一刻も早く名古屋市側とコンタクトをとっていただくような体制をとっていただくことができますでしょうか。

No.161 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。  
三治経済建設部長。

No.162 ○経済建設部長(三治金行君)

現在、10月1日改正ということでやっておりますけれども、先ほど申しましたように、藤田保健衛生大学病院の停留所からは非常に時間がかかるということでございまして、そういう中で現在の2台ではなかなか難しいということでもありますので、徳重からの名古屋岡崎線が開通すれば、先ほど申しましたように時間がほとんど10分、15分で行けるような状況の距離になるということでございますので、そういうときに名古屋市のほうにバス停についてのお願いをしていく、乗り入れをお願いしていくというようなことにならうかというふうに思っています。  
それから、バス事業者との役割分担と申しますか、こちらのほうも考える必要があるというふうに思っています。  
当然今、名古屋市の交通局、それから名鉄バスも藤田保健衛生大学病院のほうから乗り入れということが、非常に考えられる内容でございますので、こちらのほうについて、延伸などの要望を強く求めていきたいというふうに考えております。  
終わります。

No.163 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
近藤郁子議員。

**No.164 ○2番(近藤郁子議員)**

新しいひまわりバスのルートで開始されるのが10月1日ということで先ほど伺いましたけれども、それまでにはまだ何カ月かありますけれども、それまでに審議会、豊明市の地域公共交通会議もあると思いますが、その中でこういう意見が市民から出ているということで、その会議の中で諮っていただくことはできるのでしょうか。

**No.165 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
三治経済建設部長。

**No.166 ○経済建設部長(三治金行君)**

既に路線的には10月1日ということで、非常に限られた時間になっております。  
現在まで5回専門会議をやっておりますけれども、そういうときの中では、今の徳重駅と  
いうことの議論はなかったわけでございますけれども、そういう中で路線決定を既にほぼ  
専門会議の中で決めております。  
ですので、こういうことの中でお話ということはさせていただきますけれども、な  
かなかそれを議論して、新たにまた路線を変更するだとか、そういう形の決定事項にまで  
はどうかというふうに思っておりますけれども、一応こういうことがあることについては、当  
然あるときにはお話をさせていただくというふうに思っておりますので、よろしく願いいた  
します。  
終わります。

**No.167 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
近藤郁子議員。

**No.168 ○2番(近藤郁子議員)**

徳重駅までの豊明市民の足が欲しい人数がどのくらいかということは、はっきりした数字  
をこちらもございませんが、北部の開発といいますか、それも含めて、できましたらその豊  
明市地域公共交通会議にそれを諮っていただく。



ただ、10月1日から徳重駅が開通するわけではございませんので、そういった場合はどうなのかという話もその会議の中に入れていただいて、10月1日からもちろんそちらに走っても、開通はしておりませんので必要はないと思いますけれども、今後そういった必要があるかどうかということも含めて、一刻も早く名古屋市とのコンタクトをとっていただけることをお願いしたいと思います。

そして、2台体制で徳重駅までの乗り入れが困難ならば、例えばもう1台ひまわりバスを増やすということになれば、この財政が困難な時期ではございますが、予算との絡みもあると思いますけれども、それに関しては豊明市の市民の足としてはどのように考えてくださるか、お答えいただけますか。

**No.169 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.170 ○経済建設部長(三治金行君)**

現在、公共交通会議の中では、10月1日を目標に検討させていただいております。

当然、新型車2両ということを進めているところでございまして、今おっしゃるようにもう1台ということは、これから2台から3台というようなお話だというふうに思いますけれども、こちらにつきましては、財政事情、財政状況、これらを見ながら将来の研究の課題というふうにとらえておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

**No.171 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

**No.172 ○2番(近藤郁子議員)**

財政状況もありますし、10月1日の新ルートのとときに徳重駅ができているわけでもありませんので、なかなかその検討は難しいかと思いますが、目の前まで迫って、豊明市民がずっと待ち望んでいた地下鉄徳重駅が目の前で開通するのが来年の4月でありますので、この機会を逃すと今後難しくなるというふうにも思いますので、どうぞ名古屋市とコンタクトをとっていただくというようなことも検討をいただくことをお願いして、ひまわりバスの質問は終わらせていただきたいと思います。

続いて、青少年健全育成についてです。

今年は学校との連携をというような目標を持っていただくということを今教えていただきました。

以前はこういった目標を持つこともなかったのですが、共通の目標をつくっていただけたということに関しては、よかったなというふうには感じているのですが、その学校との連携に対して、地区のほうからは一生懸命歩み寄っているわけです。

学校のほうで行事があるので何とか参加してもらおうよということでは一生懸命伝わるのですが、学校のほうが余り青少年健全育成推進委員会、地域に対して、その会に対して、極端な言い方をすると、余り期待をされていないような感覚があるのですが、学校としては地域の力に対してどのように考えていらっしゃるか、お答えいただけますか。

**No.173 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.174 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

この青少年健全育成活動の中に、学校というのか、中学生の方の参加が少ないということについては、かねてからこの問題については苦慮をしているわけですが、中学生の方の参加が少ないという理由については、休日に学校でスポーツクラブや文化系クラブが現在行われております。中学生が休みづらいという現状が実際にあります。

そうした難しい状況がありますけれども、学校としても地域行事に中学生の参加を促すような協力はしてまいりますので、各地区で行事を計画される折には、中学校のほうへご相談をいただいて、学校行事や部活動の大会、それから定期テスト、こういった行事を外していただくようなことも考えていただくと、中学生の方の参加も幾らかはしていただけるのではないかと、そんなふう考えております。

以上です。

**No.175 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

**No.176 ○2番(近藤郁子議員)**

今回、その目標をつくっていただきましたことに関しては、担当課の努力は理解するものなのですが、今、部長が答えていただきました、学校のほうもそういうふうにするよというようなことなのですが、なかなか学校のほうの直接お話を伺っていると、どうも学校の行

事のほうが一番優先で、もちろん一番優先なんでしょうけれども、地域と学校との連携を強調しているのならば、もう少し歩み寄っていただきたい。

そして、青少年というのは、言葉をまともに解釈すると、青年と少年の間ということなので、多分小学生ではなくて中学生が主体になってくるんじゃないかならうかと。

特に今、中学校のほうでいろいろと問題が上がっていて、そういう子どもたちのことも一生懸命地域でも努力をしていこうという動きがある中で、やはりもう少し教育委員会としても、学校のほうに豊明市の教育として、学校教育課と生涯学習課のコーディネーターとして、やはり教育委員会が動いていただかないと、学校と地域とでは本当に扉が閉まってしまって、全然かかわりのないぐらいの意識に思えて仕方がないんです。

そういうふうに具体的に動いていただくことができますでしょうか。

#### No.177 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.178 ○教育部長(竹原寿美雄君)

具体的に動くということがどういうことなのか、ちょっとわかりませんが、先ほどご答弁申し上げましたように、学校は議員がおっしゃられるように、全く地域の言うことを聞かない、一方的にということではないと思います。

学校側にはそうした地域に協力をしていくように、協力を校長会等を通じて求めていきますので、そうしたことで具体的にということであれば、そういうことになるかと思えます。

以上です。

#### No.179 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

#### No.180 ○2番(近藤郁子議員)

なぜそういうふうなことをお願いしたいかと申しますと、各行政区での青少年健全育成推進委員会では、毎年のように必ず、その推進委員会が各行政区で発足された経緯については今では知る由もありませんけれども、まじめに毎年受け継いで事業を行おうとして一生懸命役員さんも動かれるのですが、その目標が子どものこと、それもそういうことに携わってくださるのは、やはりシニア時代に入った経験豊かな方々も参加してくださるのですが、中学生とかの現状がなかなか伝わってこない。学校のほうから聞いてこういうこと

でというような話がいただけると、もっと活動していただきやすいのではなからうかというふうに常々感じております。

地域柄もありますし、その委員長さんのいろいろなキャラクターもあって、いろいろなことを提案してやってくださるのですが、中学生の実情とかみ合っていないのではなからうかと。

それでいろいろな行事をしても、なかなか学校と日にちが合わないとか、クラブ活動を最優先にされてしまって、本当に一本釣りのごとく、声をかけて、声をかけてようやく集まっていた。そういう状態を見ていると、学校が連携をとろうとしているようにはどうしても見えない。

なので、本当のことを言うと、何回もお願いしていることなんです、学校側もクラブ活動ではない、課外活動の日ということで、年に1回か2回はもう全然クラブ活動のない日とかという日にちを教えていただくと、それに対して各行政区の青少年健全育成推進委員会も行事ができる。

そういった歩み寄りをしていただきたいなというふうに思うのですが、豊明市の教育として、学校教育だけでなく、地域のそういったかかわりが大事だというふうに思って、具体的にそういった策を講じていこうというふうに思っているかどうか、教えていただけますか。

#### No.181 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.182 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この青少年の健全育成の問題については、家庭、学校、地域社会、それから関係団体、そうした社会全体の問題としてとらえる必要があると思っておりますけれども、ただ、今お話のあります対学校の問題につきましては、この青少年健全育成協議会というのは、各地区の連絡協議会というのが年何回か開催されております。

そうした中で、きょうご指摘をいただきましたようなことについて問題を投げかけて、その協議会の中で何かしらのその結果をお示しをしていきたいというふうに思います。

それから、最後におっしゃられました地域の日ですか、部活を一斉に休むというような提案についても、校長会を通じて、そうした議会から要望が出ていることについて伝えてまいりたいと、そう思います。

以上です。

#### No.183 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

#### No.184 ○2番(近藤郁子議員)

中学生ぐらいの年ごろから地域にかかわっていくことはとても大事なことだと思っています。地域に愛着心があるということは、消防団員になってくださる方もたくさんあるかもしれないし、町内会に入らずにいらっしゃるような方もなくなるんじゃないかと、そういうふうにも思います。

早くから地域の人の中で交わることが、今後の豊明市を担ってくれる子どもたちのためにも、絶対必要なことだと思いますので、ぜひぜひ青少年健全育成推進委員会と、そして学校と、そして、それにかかわらない方々もそうでしょうけれども、スクールガードボランティアをしてくださる方々も含めて、地域で豊明市の子どもたちを育てていけるといいのになというふうに思います。

ぜひぜひ、そういうコーディネーター役を教育委員会がやっていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

あと、財政不足の中の市民サービスについて伺っていきたくと思います。

壇上での質問の頭でお話をいたしましたように、だんだん市民の手によって活性化されようとしています。

ただ、豊明市というまちは、いい言葉で言うと、とても自然豊かで穏やかなまちだと。ただ、余り目立った個性がないまちだというふうに皆さんが思っているんです。

ただ、個性があり過ぎてばらばらのまちというのも困ると思いますので、豊明市がいい意味で活性化するために必要なのは、やはり豊明市が今何をしているかとか、どうしているかという周知をもう少したくさんしていただきたい。

そうすると、皆さんが理解してくださって、協力をしてくださることにつながるのではなからうかと思えますけれども、お金をかけずに、何とか活性化をする方法ということについて、何か秘策とか、そういった策を考えていらっしゃいますか。

#### No.185 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.186 ○行政経営部長(宮田恒治君)

市民の方のライフスタイルの変化、それから価値観の変化によっても、そういった市民の方の要望、公共サービスにすべて対応するということは、もうほとんど不可能な状況になってきました。

こうしたことから、この3月、市民協働条例をつくっていただきましたし、またこうした問題以前から、多くの市民の方には、こうしたまちづくりのために、もう既に多くの方が協力をいただいていると思います。

それはPRするまでもなく、多分皆さんが何げなくやっていること自体が、もう既に協働のまちづくりを進められていると思います。

例えば豊明まつりでありますとか、防災でありますとか、それから国際交流協会でありますと語学のボランティア、それから高齢者に関しては、またシルバーのほうで働いてその技能を生かしてもらっていること。

これがすべて行政がやっていくのではなくて、行政と市民の方の協働のまちづくりが、こうした形でどんどん進められていますので、こうしたことも、どうしても市としてもこうした市民の力をかりていかなければ、今後のまちづくりが進んでいけないと思っております。

以上で終わります。

#### No.187 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

#### No.188 ○2番(近藤郁子議員)

豊明市が財源不足の中でサービスすることに対しては、もうハード面ではなくてソフト面、どれだけハートを持ってサービスするかということになると思うんですが、そういうことにしては、ちょっといろいろな窓口対応とかで変更していただきたいことがたくさんあります。

例えば一番市民の利用が多い、文化会館にしろ、福祉体育館にしろ、もう少し市民が使いやすいようなものを、もう一度検討していただくような機会を設けていただきたいというふうに思ってみたりもします。

そして、豊明市が財源不足を解消するためには、今のままでいくと多分個人市民税が頼りのまちですので、どうすれば豊明市に移り住んできたいと思うかどうかといったところだと思わすけれども、そういうふうに思えるような活性化、個性を自治体として考えていただきたいなというふうに思っています。

お金がないのでできないのではなくて、どうやったら豊明市民が市に協力したいかというふうに思えるようにするために、市民が言ってきたらと待ち受けないで、積極的に市民の中に行政が入っていったいただきたい。

例えば一昨年になりますか、下水道値上げの際の説明会がとてもよい例だったと思わす。

市長が3カ所回ってくださって、担当者とお話をしてくださった。そのことに関して、すごい反

発を受けるだろうと、私も3カ所一緒について回らせていただいたのですが、市民にそういうふうには豊明市の情報を出すことによって、すごく協力もしていただけるということ、そのとき痛感いたしましたので、何とか豊明市が市民と一体化になるような方法を考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**No.189 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.190 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

先ほど、どうしても市民の力をかりなければならないという状況だと言いましたが、これに対して、先ほど最初の答弁で言いました、情報の発信が市としても欠かせない状況だと思います。

こうした状況のために、先ほど議員が申されたように、職員が地域に出向く制度というのはいろいろな制度がございます。地域懇談会でありますとか、それから大きな計画をつくる時は必ず職員が地域へ出向いて、皆さん、市民の方の意見を聞いております。

例えば総合計画ですとか、介護保険事業計画、あるいは都市マスタープランの策定するときには、必ず地域へ出向いて聞いております。

ただし、この方法を、ではいつまで続けるか、どこまで続けるかという、限りある行政資源、人・物・金のこうした行政資源を有効に活用しようと思うと、どうしてもやはり限界が来てしまいます。

その一つとして、情報発信の方法としては、ICTを使って行政のムラとかムダを削減していきたいと考えています。

こうした情報発信については、市民にわかりやすい情報発信に今後も努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

**No.191 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

**No.192 ○2番(近藤郁子議員)**

なかなかこの財源不足の中で行う市民サービスというのは、目に見えないことが多くてとても難しいことだと思いますけれども、それができると豊明市はとてもいいまちになる、とて

も温かいまち、住んでよかったまちになるというふうにするわけでは

お金がかからなくて一番早くできることからやっていただきたいなど、夕張市だと心配されないような市にするために、何かないかというふうにして、このような提案をさせていただいているわけです。

行政、そして市役所、そして市長が、我がまちの身近な存在になっていただくことが、豊明市民にとってとてもいい市民サービスになるかというふうにするわけでは

何とかそういうふうなことをこちらから、議会からも提案させていただいて、でも、それを実行してくださるのは、行政のプロフェッショナルである当局の方々だと思いますので、どんどんいっぱい今後も提案させていただきたいというふうにするわけでは、どうぞやわらか頭になっていただいて、市民サービスの認識が、市民と当局でどうもギャップがあるような気がいたします。

待っているのではなくて、どんどん攻めていくと言葉がおかしいですけども、どんどん当局からも発信をしていただいて、市民にうまく行政にのっかっていただいて、そして活性化をしないと、市民が先に欲するのか、それともそれを待つのか、それとも行政のほうでどんどん飛び出していくのかということに関しては、両方とも一長一短のところがあるかと思っています。

どちらが卵か鶏かといったところにもなるかもしれませんが、やはり市民サービスというふうになると、そういうふうにするわけでは行政のほうからどんどんとリーダーシップをとっていただいて、先ほど申しましたように、まちおこしは行政がやるものではなくて、市民が興すからまちおこしになるということも十分理解しておりますので、そういうキーマンを探すこと、そういうキーマンにコーディネートしてくださるのも市民サービスの一つだというふうにするわけでは、そういうことは今後お願いできませんでしょうか。

#### No.193 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.194 ○行政経営部長(宮田恒治君)

金のかからない市民サービスの原点は、それこそ市役所の窓口ではないかと思っています。これこそ、金をかけずに市民とのコミュニケーションをつくっていく、それがまちづくりの最初の原点ではないかと思っています。

こうしたことについて、職員の育成を図っていきながら、まず窓口の職員の対応、CS研修を図っていきながら、職員の人材育成にかけていきますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上で終わります。



No.195 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
近藤郁子議員。

No.196 ○2番(近藤郁子議員)

今の言葉に期待したいと思います。  
行政のプロフェッショナルは当局の皆さんであって、私たちはプロフェッショナルではありませんので、提案をどんどんしていくしか方法はございません。  
どうぞ市民が窓口に来たら、「よかったね、市役所に来たらいろんなことを教えてもらえたね」とか、「いろんなことができたね」と言われるような行政を、今後お金のかからない市民サービスということで行っていただきたいというふうをお願いして、質問を終わらせていただきます。

No.197 ○議長(矢野清實議員)

これにて、2番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。  
以上で本日の日程は終了いたしました。  
明6月11日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。  
本日はこれにて散会いたします。  
長時間ご苦労さまでした。

午後3時10分散会

